

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月6日
【事業年度】	第46期（自平成20年5月21日至平成21年5月20日）
【会社名】	アスクル株式会社
【英訳名】	ASKUL Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩田 彰一郎
【本店の所在の場所】	東京都江東区辰巳三丁目10番1号
【電話番号】	03 (3522) 8608
【事務連絡者氏名】	取締役 今村 俊郎
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区辰巳三丁目10番1号
【電話番号】	03 (3522) 8608
【事務連絡者氏名】	取締役 今村 俊郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次 決算年月	平成16年度 平成17年5月	平成17年度 平成18年5月	平成18年度 平成19年5月	平成19年度 平成20年5月	平成20年度 平成21年5月
売上高 (百万円)	144,600	161,694	176,254	189,686	190,469
経常利益 (百万円)	7,735	8,780	8,404	9,810	8,246
当期純利益 (百万円)	4,305	4,469	4,345	4,987	4,528
純資産額 (百万円)	21,711	25,944	27,291	31,772	16,633
総資産額 (百万円)	52,801	63,642	66,987	73,963	73,979
1株当たり純資産額 (円)	995.82	594.99	641.28	743.23	528.97
1株当たり当期純利益 (円)	193.56	102.78	101.77	117.44	114.69
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	191.41	101.98	101.56	117.18	114.64
自己資本比率 (%)	41.1	40.8	40.6	42.7	22.2
自己資本利益率 (%)	21.9	18.8	16.3	17.0	18.9
株価収益率 (倍)	30.53	29.19	17.42	18.80	12.42
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,594	9,774	6,205	7,660	8,507
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,582	3,603	7,189	4,153	13,269
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	44	116	3,066	618	3,629
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	14,723	20,779	16,725	19,594	11,191
従業員数 (人)	278	347	382	498	736
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(107)	(173)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成17年11月20日をもって、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。平成17年度の1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

3 平成17年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第42期 平成17年5月	第43期 平成18年5月	第44期 平成19年5月	第45期 平成20年5月	第46期 平成21年5月
売上高 (百万円)	144,600	161,079	175,704	189,097	189,607
経常利益 (百万円)	7,729	8,746	8,455	9,985	8,715
当期純利益 (百万円)	4,295	4,504	4,448	5,029	4,661
資本金 (百万円)	3,314	3,473	3,504	3,535	3,535
発行済株式総数 (千株)	21,682	43,605	43,650	43,689	38,189
純資産額 (百万円)	21,731	25,999	27,452	31,990	16,994
総資産額 (百万円)	52,798	63,630	67,116	74,136	74,060
1株当たり純資産額 (円)	996.75	596.25	645.07	748.36	540.62
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	20.00 ( )	11.00 ( )	16.00 ( )	20.00 ( )	30.00 ( )
1株当たり当期純利益 (円)	193.10	103.57	104.18	118.42	118.07
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	190.95	102.77	103.95	118.16	118.01
自己資本比率 (%)	41.2	40.9	40.8	42.9	22.6
自己資本利益率 (%)	21.9	18.9	16.7	17.0	19.2
株価収益率 (倍)	30.61	28.97	17.02	18.66	12.07
配当性向 (%)	10.4	10.6	15.4	16.9	25.4
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	277 ( )	345 ( )	372 ( )	441 (107)	457 (104)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 平成17年11月20日をもって、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第43期の1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

3 第44期の1株当たり配当額は、アスクル事業継承10周年記念配当5円を含んでおります。

4 第43期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

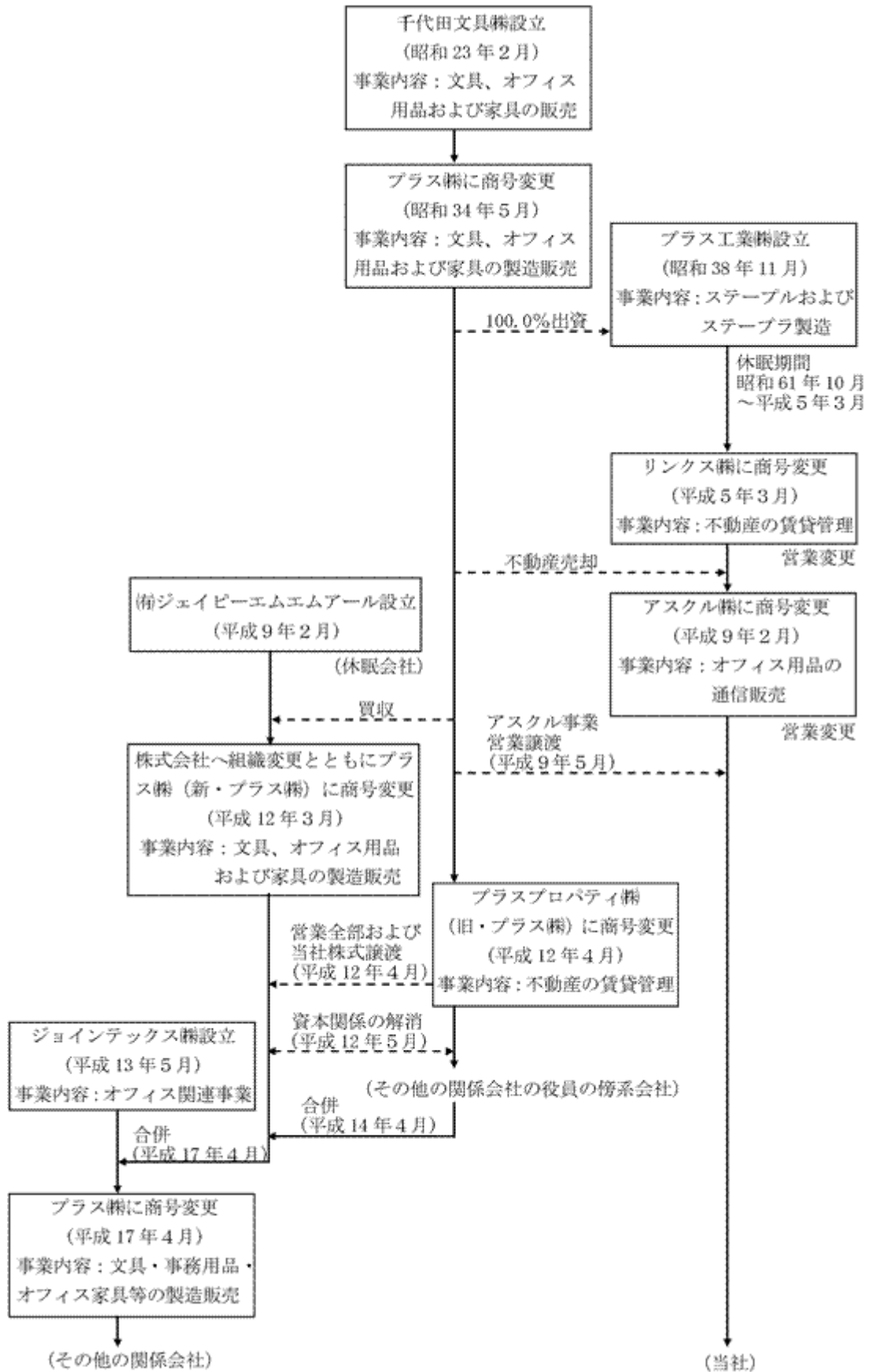
## 2【沿革】

平成5年3月、当社の前身であるアスクル事業部は、オフィス用品の中小事業所向けカタログ通信販売を目的とする新規流通事業部門として、当社のその他の関係会社であるプラス株式会社の中で発足いたしました。アスクル事業部の売上は、商品翌日配送サービスが社会のニーズに合ったことに加えて魅力ある価格の効果もあり順調に推移いたしました。このような状況の中、アスクル事業部は平成9年5月21日、通信販売業としての位置付けを明確にするためにメーカーであるプラス株式会社から分社いたしました。

年月	事業内容
昭和38年11月	事務用品、事務用器具の製造を目的としてプラス株式会社の100.0%出資によりプラス工業株式会社を設立。本社は東京都千代田区に設置。併せて、埼玉県北葛飾郡に岩野木工場を設置。
昭和61年10月	埼玉県入間市の埼玉シルバー精工株式会社をプラス工業株式会社に商号変更後、同社に営業譲渡し休眠会社となる。
平成5年3月	アスクル事業開始。(注) リンクス株式会社に商号変更。併せて、営業目的を不動産の売買、賃貸借および管理に変更する。
平成5年6月	プラス株式会社より、不動産を譲受ける。
平成9年2月	オフィス関連用品の翌日配送サービスを目的として商号をアスクル株式会社に変更。
平成9年3月	インターネットによる受注を開始。
平成9年5月	プラス株式会社よりアスクル事業の営業を譲受け、東京都文京区に本社を設置し営業を開始。 埼玉県入間郡に所沢物流センターを開設。
平成10年3月	インターネットによる受注分のみ当日配送(東京23区内限定)を開始。
平成11年7月	東日本(除く北海道)における配送サービス体制強化のため、東京都江東区に東京センターを設置し、所沢物流センターを移転。
平成12年9月	九州における配送サービス体制強化のため、福岡県糟屋郡に福岡センターを開設。
平成12年11月	JASDAQ市場に上場。
平成13年1月	「e-tailing center」を東京センター内に開設。本社事務所を東京都文京区から東京都江東区「e-tailing center」へ移転。
平成13年4月	関東地区の物流の強化を行うため、神奈川県川崎市に横浜センターを開設。
平成14年4月	輸入品業務や庫内業務の合理化を目指すアスクルDCMセンター(東京都江東区)を開設。
平成14年11月	ASKUL e-Pro Service株式会社を設立。 (現:連結子会社 平成21年1月にソロエル株式会社に商号変更)
平成15年9月	法人向けインターネット一括購買システム 新「アスクルアリーナ」サービス開始。
平成15年12月	仕入先企業との間でリアルタイムにマーケティング情報を共有する「SYNCHROMART(シンクロマート)」システムに「需給調整業務支援システム」機能を追加。
平成16年1月	医療・介護施設向け用品カタログ「アスクル メディカル&ケア カタログ」を発刊。
平成16年3月	本社(e-tailing center)ならびに全国5ヶ所の物流センターを含めた主要事業所において環境ISO14001の認証を取得。
平成16年4月	東京証券取引所市場第一部へ上場。
平成16年9月	東海・北陸地域の物流拠点となる名古屋センターを愛知県東海市に開設。
平成17年4月	主要事業所を対象に、情報セキュリティマネジメントシステムの国際的規格である「BS7799-2:2002」および国内規格である「ISMS認証基準(Ver.2.0)」の認証を取得。
平成17年5月	当社エージェント(販売店)であるビジネススマート株式会社の発行済全株式を取得。(現:連結子会社)
平成17年11月	医療施設向けの医療材料専門カタログ「ASKUL for Medical Professionals」を発刊。
平成18年9月	次世代ビジネスモデルのインフラ構築の一環として新たな大阪物流センター(大阪DMC)を大阪府大阪市に開設し、旧大阪センターから移転。
平成18年12月	中国上海市に現地法人愛速客楽(上海)貿易有限公司を設立。(現:連結子会社)
平成19年8月	次世代ビジネスモデルのインフラ構築の一環として新たな仙台物流センター(仙台DMC)を宮城県仙台市に開設し、旧仙台センターから移転。
平成21年3月	プラス株式会社が、当社の自己株式公開買付において、保有株式の一部を売却した結果、親会社からその他の関係会社に異動。
平成21年4月	当社の配送および物流業務の一部を担っているBizex株式会社の発行済全株式を取得。 (現:連結子会社)

(注) 本事業内容は、プラス株式会社アスクル事業部におけるものです。

参考) 1 前頁事業内容の変遷に記載いたしました商号変更、営業譲渡等の経緯は、下図のとおりであります。



2 上記事業内容変遷図におけるプラス株式会社について

平成12年4月21日付でプラス株式会社（昭和23年2月設立、平成12年4月プラスプロパティ株式会社に商号変更、以下「旧・プラス株式会社」という。）からプラス株式会社（平成9年2月設立、平成12年3月有限会社から株式会社に組織変更するとともに商号変更、以下「新・プラス株式会社」という。）に異動しております。新・プラス株式会社は平成12年4月21日付で旧・プラス株式会社の営業全部および当社株式の過半数を譲受けたものであり、平成12年3月の組織変更以前は休眠状態の会社でありました。また、プラスプロパティ株式会社（旧・プラス株式会社）は、プラスグループの不動産管理会社となりました。なお、新・プラス株式会社は旧・プラス株式会社の100.0%子会社でありましたが、両社の資本関係は平成12年5月19日付で解消されております。

新・プラス株式会社は、平成14年4月21日付でプラスプロパティ株式会社を吸収合併しました。

新・プラス株式会社は、平成17年4月21日付で同社の子会社であるジョイントテックス株式会社と合併いたしました。法手続き上の存続会社はジョイントテックス株式会社であり、合併新会社はプラス株式会社（以下、「プラス株式会社」という。）に商号変更いたしました。

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社および連結子会社4社により構成され、通販事業を主たる業務としております。

また、前連結会計年度において当社の親会社に該当していましたプラス株式会社は、当連結会計年度に当社が実施いたしました自己株式の公開買付において保有株式の一部を売却したため、親会社からその他の関係会社へ異動いたしました。同社は、文具・事務用品やオフィス家具の主要な仕入先であり、商品の仕入取引等を行っております。

なお、当連結会計年度において、当社の配送および物流業務の一部を担っているBizex株式会社が新たに連結子会社となりましたが、連結対象となる期間が1ヶ月であり当該事業に属する売上高等の金額がいずれも少額であるため、以下において記載は省略しております。

当社グループの事業の主たる内容は、文具店等の外商サービスを受けられない中小事業所に対し、FAXならびにインターネット経由の注文によるオフィス関連用品の翌日配送（一部、当日配送）サービスであります。このサービスを支える販売システム（以下、「アスクルシステム」という。）は、当社とお客様との間にアスクルシステムの販売店（以下、「エージェント」という。）を置くことにより、お客様の新規開拓および代金回収を含む債権管理をエージェントが担当するという独自のビジネスモデルにより構築されております。お客様からのご注文情報は当社が直接受け付け、商品は当社よりお客様にお届けしておりますが、お客様の商品ご購入代金は、エージェント経由で回収しております（次頁図参照）。これによりエージェントは、お客様への販売価格と当社からの仕切り価格の売買差額を利益として得る一方、当社はお客様開拓や代金回収コストを軽減しております。

また、当社グループの事業は上記エージェントをはじめとして、商品のサプライヤー、運送会社、情報システムの開発および運用会社等多くの協力会社によって支えられています。これら協力会社との間で、それぞれの機能に応じて、役割を分担・補完しあい、お互いにパートナーとして戦略的に連携（コラボレーション）することにより時間やコストの無駄を排除し、「機能主義」と「社会最適」を実現するバリューチェーン構築を目指しております。

一方、当社グループは、「お客様のために進化するアスクル」を企業理念とし、オフィスに必要なものやサービスを「迅速かつ確実にお届けする」トータルオフィスサポートサービスの実現を目指しております。平成5年の事業開始以来、お客様の声を聞きながら、オフィス用品デリバリーサービスのパイオニアとして、商品・サービス・システムを絶えず進化させてまいりました。

現在、当社グループは次の大きな飛躍に向けて、次世代ビジネスモデルを構築しております。次世代ビジネスモデルの大きな柱は、インターネット技術を活用した「お客様基盤の飛躍的な拡大」および「商材の圧倒的な拡大」とこれらを支える「商品調達コストの低減」および「圧倒的なロークストオペレーションの実現」であります。

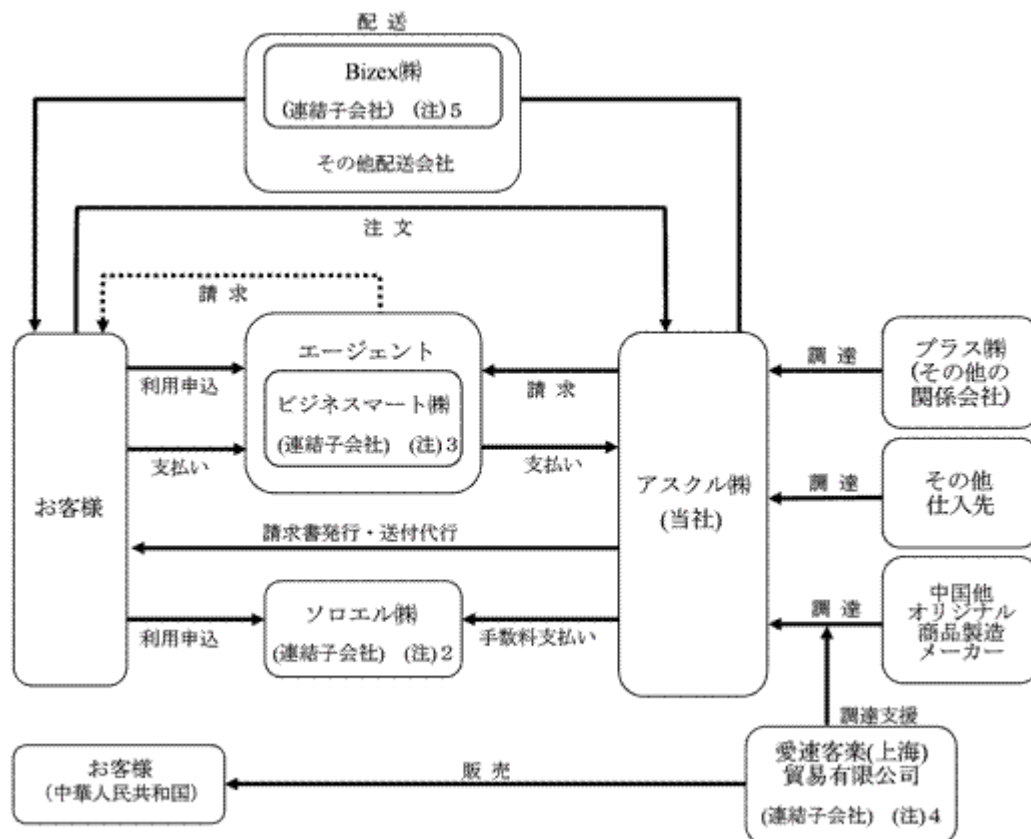
次世代ビジネスモデルの中核となる「ソロエル」は、巨大な間接材市場において、お客様の購買代理人として、間接材購買コストの削減および間接材の確実な供給を目指し、間接材購買のパラダイムを大きく変革することを使命とするものであります。「ソロエル」は、お客様の間接材購買プロセスを変革し、お客様の競争力強化に貢献することにより、社会最適な流通ネットワークのデファクトスタンダードとなることを目指します。

「ぼちっとアスクル」は、B to B ビジネスで確立した効率的なデマンドチェーンを最大限に活用し、インターネットや携帯電話などを利用して個人・SOHOをも含めた「あらゆるお客様」の多様なご要望にお応えし、「欲しい物を欲しい時に欲しい所にお届けする」新しいビジネスモデルの確立を目指します。

競争の激しい日本国内で確立したビジネスモデルをグローバル市場でも展開し、ビジネスエリアを飛躍的に拡大させ、大きな成長を目指します。上海を起点とし、中期的には、アジア市場をターゲットとして、グローバル展開の基礎を築いてまいります。

これらの方針を確実に実行し、進化し続けることにより、「真の流通リーダー」を目指します。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



- (注) 1 ITを活用してお客様とサプライヤー（仕入先）をつなぎ、両者にとって効率的・ローコストな運営が可能となる流通プラットフォームを意味します。
- 2 当社は、平成14年11月に新たな電子調達システムを利用した企業購買の変化に対応するノウハウの蓄積を目的に100%子会社としてASKUL e-Pro Service株式会社（現ソロエル株式会社）を設立しております。なお、同社はアスクルシステムのイープロキュアメントモデルの営業代行を行っております。
- 3 当社は、平成17年5月に当社エージェンツ（代理店）であるビジネススマート株式会社の発行済全株式を取得し、100%子会社といたしました。当社がエージェンツ運営にかかわり、エージェンツとして培った運営ノウハウを他のエージェンツにも展開することで、新しいエージェンツ機能を模索し、お客様の満足度をさらに高めていくことを目的としております。
- 4 当社は、平成18年12月に優良中国メーカーとのパートナーシップ強化、中国貿易デマンドチェーンマネジメント構築を主な目的に100%子会社として中国上海市に現地法人愛速客業（上海）貿易有限公司を設立いたしました。上海域内での商品販売の可能性を検証するため、カタログおよびインターネットによるテストマーケティングを実施しております。
- 5 当社は、平成21年4月に、プラス株式会社の100%子会社であるプラスロジスティクス株式会社より、プラスロジスティクスが行った新設会社分割において、(1)物流事業の一部（当社が委託している当社の物流センターの庫内運営に係る事業）および(2) Bizex事業（配送に係る事業）を承継して新設分割により設立されたBizex株式会社の発行済株式全株を取得し、100%子会社といたしました。これに伴い、これまで外部に依存していた物流面でのお客様への直接リーチを取り込み、当社の強みであるワンストップ・ショッピング機能が強化されることで、顧客満足度の向上を図ることおよび物流コストの節減による効率化を目的としております。



#### 4【関係会社の状況】

##### (1) その他の関係会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の被所有 割合(%)	関係内容
プラス株式会社	東京都港区	100	文具・事務用品・ オフィス家具等の 製造販売	30.5 (4.1) 〔12.1〕	商品の仕入他

(注) 1 有価証券報告書を提出しております。

2 議決権の被所有割合欄の( )内は、間接所有割合で内数となっております。

3 議決権の被所有割合欄の〔〕内は、緊密な者または同意している者の被所有割合で外数となっております。

4 議決権の被所有割合は自己株式を控除して計算しております。

##### (2) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
Bizex株式会社	東京都江東区	90	当社物流センター庫内運 営および小口配送業務	100	商品の物流委託等 役員の兼任2名
ビジネススマート 株式会社	東京都江東区	93	当社エージェント	100	当社エージェント 役員の兼任1名
愛速客楽(上海)貿易 有限公司(注)	中華人民共和国 上海市	11,300千 米ドル	海外商品調達支援	100	海外商品調達支援他 役員の兼任1名
ソロエル株式会社	東京都江東区	80	アスクルシステムの イープロキュアメント モデルの営業代行	100	営業代行他 役員の兼任1名

(注) 特定子会社に該当しております。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成21年5月20日現在

事業の種類	従業員数(人)
オフィス関連商品の販売事業	736 (173)

(注) 1 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除く。)であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2 従業員数は最近1年において238名増加しておりますが、主なる要因は、平成21年4月21日付けでBizex株式会社の株式を取得したことにより、完全子会社化したことによるものであります。また、臨時従業員数66名の増加は、Bizex株式会社が雇用しております物流センター内勤務者を当連結会計年度より臨時従業員に含めたことによるものであります。

##### (2) 提出会社の状況

平成21年5月20日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
457(104)	39.8	4.3	6,594,337

(注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2 平均年間給与には、賞与を含んでおります。なお当社は年俸制を採用しております。

##### (3) 労働組合の状況

当社グループでは、労働組合は組織されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な金融危機により、輸出産業を中心とした企業収益の低迷や、雇用情勢の急激な悪化による個人消費の大幅な冷え込みなど、世界経済の同時減速による急速な景気悪化が続く厳しい状況となりました。オフィス用品の通販業におきましても、お客様企業の業績悪化などによる節約志向の高まりから、商品の販売価格・購入お客様単価は共に低下傾向で推移いたしました。

このような環境下におきまして、当社グループといたしましては「お客様のために進化するアスクル」という企業理念のもと、お客様が求められる商品の価値やサービスを意欲的に追求してまいりました。

当連結会計年度におきましては、次の大きな飛躍に向けた次世代ビジネスモデル構築の最終年度として、事業成長の基盤となる情報システムへのインフラ投資などを継続して実行すると同時に、景気の後退局面を次世代ビジネス拡大の好機と捉え、次世代ビジネスモデルの中核となる間接材一括購買システム「ソロエル」プラットフォームを構築し、お客様開拓も順調に推移しました。

既存事業におきましては、インターネットを利用した広告や販売促進活動により、お客様開拓に取り組むと同時に、中堅・大企業向け一括購買システム「アスクルアリーナ」の営業活動の推進により、お客様基盤は拡大しているものの、昨年9月以降の急速な景気後退局面において、購入お客様単価は低下傾向で推移いたしました。

上半期におきましては、アスクルカタログ2008秋・冬号、アスクル家具カタログ2008～2009号、アスクル メディカル&ケアカタログ2008秋・冬号を8月に発刊いたしました。アスクルカタログ2008秋・冬号は、お客様の経費削減のお役に立てるよう、“価格”と“品質”、そして工夫をこらした商品の“使い方”のご提案に努めました。また、原材料価格が高騰する状況下において、仕入価格の抑制に努めたものの、お客様への商品安定供給のため粗利益率の低下を余儀なくされましたが、商品開発および調達におけるさまざまな取り組みと昨年10月より一部商品の販売価格改定を実施したことから、上半期後半から粗利益率が回復傾向で推移したことなどにより、上半期の業績は堅調に推移いたしました。

下半期におきましては、アスクルカタログ2009春・夏号を平成21年2月に発刊いたしました。急速な景気の後退局面でお客様の経費削減のお役に立てるよう、オフィスの必需品を中心とした価格の見直しと、詰め替え商品による経費とゴミの削減を提案した巻頭特集を行っており、またWEBサイトのリニューアルを機としたセール等が奏功し、コピー用紙、生活用品等が堅調に推移したものの、不要不急なものの買い控えなどお客様の購買行動の変化が顕著になり、オフィス家具等の耐久財や事務用品の需要は低下したことから、下半期の業績は厳しい結果となりました。

なお、平成21年11月に新たな基幹システムへの移行が確定していることから、当連結会計年度末の既存の基幹システムの帳簿簿額から、今後の使用予定期間（6月～11月）の通常の減価償却費相当額を控除した金額178百万円を臨時償却しており、また、平成21年2月に自己株式の公開買付を実施した結果、当社株式におけるプラス株式会社の所有割合が減少し留保金課税の適用を除外されたことから、前連結会計年度と比較して税金費用が軽減されました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、1,904億69百万円（前連結会計年度比0.4%増）となり、売上総利益については、主に上半期における一部商品の仕入価格上昇と、オフィス家具等の粗利益率の高い商品の需要低下や、プライスダウン戦略により価格競争力を維持（アスクルカタログ2008秋・冬号で約550アイテム、アスクルカタログ2009春・夏号で約1,400アイテムのプライスダウン）したことなどにより、444億15百万円（前連結会計年度比2.4%減）となりました。販売費及び一般管理費は、平成19年5月期から計画に基づき実行している次世代ビジネスモデルへの変革のための投資により償却負担が増加しているものの、継続的なコスト構造改革の推進による安定的なローコストオペレーションの実現により361億75百万円（前連結会計年度比1.2%増）となり、営業利益は82億40百万円（前連結会計年度比15.3%減）、経常利益は82億46百万円（前連結会計年度比15.9%減）となりました。また、特別損失が前連結会計年度と比較して460百万円減少したことなどから、当期純利益は45億28百万円（前連結会計年度比9.2%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は111億91百万円（前連結会計年度比42.9%減）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、85億7百万円（前連結会計年度比11.0%増）となりました。これは税金等調整前当期純利益が79億75百万円、固定資産の減価償却費およびソフトウェア償却費26億76百万円、たな卸資産の減少15億53百万円等の増加要因に対し、仕入債務の減少21億22百万円、法人税等の支払額40億68百万円等の減少要因があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、132億69百万円（前連結会計年度比219.5%増）となりました。主な要因としては、連結範囲の変更を伴う子会社株式（Bizex株式会社）の取得による支出79億74百万円、業務統合システムならびに間接材一括購買システム（スタンダードモデル）等のソフトウェアの取得による支出41億56百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、36億29百万円（前連結会計年度比486.8%増）となりました。これは主に自己株式の取得、子会社株式の取得を目的とした借入による収入160億円に対して、自己株式の取得により188億49百万円支出したことなどによります。

2【仕入および販売の状況】

(1) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

区分	金額（百万円）	前連結会計年度比（％）
OA・PC用品	65,672	98.7
事務用品	33,064	100.1
オフィス生活用品	25,862	110.0
オフィス家具	11,312	74.3
その他	8,651	121.2
合計	144,562	99.4

（注）1 品目別の各区分に含まれる商品群は、次のとおりであります。

(1) OA・PC用品

OAサプライ、OA用紙、ビジネスマシン、メディア、PC用品、電化消耗品、オフィス備品、オフィス電化製品等

(2) 事務用品

ファイル、ノート、紙製品、筆記用具、文具・事務用品、オフィス作業用品等

(3) オフィス生活用品

飲料、食品、飲料雑貨、生活雑貨、健康管理用品、ユニフォーム等

(4) オフィス家具

オフィス家具、インテリア等

(5) その他

プリント・オン・デマンド、メディカル&ケア、メディカルプロ（専門商品）、値引き等

2 金額は、仕入価格によっております。

3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

区分	金額(百万円)	前連結会計年度比(%)
OA・PC用品	82,886	101.2
事務用品	44,617	99.4
オフィス生活用品	35,805	108.7
オフィス家具	16,435	78.5
その他	10,714	119.4
合計	190,469	100.4

(注) 1 前連結会計年度および当連結会計年度における受注ベースの構成比率をインターネット経由とそれ以外に分けて示すと、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 構成比率(%)	当連結会計年度 構成比率(%)
インターネット経由	54.3	56.9
上記以外	45.7	43.1
合計	100.0	100.0

2 品目別の各区分に含まれる商品群は、次のとおりであります。

(1) OA・PC用品

OAサプライ、OA用紙、ビジネスマシン、メディア、PC用品、電化消耗品、オフィス備品、  
オフィス電化製品等

(2) 事務用品

ファイル、ノート、紙製品、筆記用具、文具・事務用品、オフィス作業用品等

(3) オフィス生活用品

飲料、食品、飲料雑貨、生活雑貨、健康管理用品、ユニフォーム等

(4) オフィス家具

オフィス家具、インテリア等

(5) その他

プリント・オン・デマンド、メディカル&ケア、メディカルプロ(専門商品)、値引き等

3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

世界金融危機に端を発した景気悪化により輸出が落ち込んだことから、深刻な景気悪化局面となり、経済環境は益々厳しくなっております。また、オフィス用品の通販業におきましては、お客様の節約志向の高まりや商品やサービスに対するご要望の多様化により、競合他社との競争が今後さらに厳しくなることが予想されます。

このような環境下において、当社グループは、景気回復局面での大きな飛躍に向け次世代ビジネスモデルを構築し、本格的な展開を行う成長段階に入ってまいりました。次世代ビジネスモデルの大きな柱は、インターネット技術を活用した「お客様基盤の飛躍的な拡大」および「商材の圧倒的な拡大」とこれらを支える「商品調達コストの低減」および「圧倒的なローコストオペレーションの実現」であります。

中堅・大企業向け一括購買システム「アスクルアリーナ」のお客様基盤をさらに拡大させるとともに、シンクロマーケットシステムに代表される「e-プラットフォーム(注)1」を活用した戦略的調達の仕組みを構築することにより、お客様における間接材を中心とした新たな商材を揃え、お客様に提案してまいります。

これにより間接材一括購買システムを利用した次世代ビジネスモデルとなる「ソロエル」を推進するとともに、「ぼちっとアスクル」の積極展開により、個人・SOHOをも含めた「あらゆるお客様」に対し、欲しい物を欲しい時に欲しい所へお届けする「真の流通リーダー」を目指します。

新たな成長を実現するため、前々期を初年度とする3年間にわたり、以下の4つのテーマに取り組んでまいりました。

#### 次世代ビジネスモデルの構築

間接材一括購買システム「ソロエル」が平成20年4月に稼働いたしました。本システムを次世代ビジネスモデルのインフラとして「ソロエル」のお客様を拡大し、巨大な間接材市場への本格参入のための基礎を築いてまいります。

個人向け購買サイト「ぼちっとアスクル」は、お客様の声に真摯に応じて携帯電話によるご注文ができるようになりました。また、サプライヤーとの連携を強化し個人向け商材の拡大を図るとともにサイトの使いやすさを追求し、「ぼちっとアスクル」がお客様のライフスタイルの一部となるよう進化し続けます。

次世代ビジネスモデルを支える基盤として、「商材の圧倒的拡大」と「商品調達コストの低減」を目指したデマンドチェーンの仕組みの進化をさらに進めるとともに、従来から蓄積しているノウハウや業務委託先との連携に加え、当期に100%子会社としたBizex株式会社の物流ノウハウを十分に活用し、既存ビジネスのローコスト化や次世代ビジネスモデルを支えるスピーディーかつ柔軟で環境にも配慮したプラットフォームを整備してまいります。

従来からのエージェント活動によるお客様の開拓に加え、インターネットを活用したネット広告や集客力のあるWEBサイトおよびエージェントのWEBサイトとの連携を強化することによるお客様の開拓にも重点を置き、お客様基盤の拡大を目指します。

インターネットによるご注文の拡大に伴い、インターネットでの販売に最適な専用商材の開発・拡大を進めると同時にアウトレット販売や「わけあり品(注)2」の販売など、お客様の節約志向に合わせた販売方法のさらなる進化に努めます。

#### 既存ビジネスの磨き込み

オフィス向けの「アスクルカタログ」、介護・医療機関向け専門の「アスクル メディカル&ケアカタログ」「アスクル メディカルプロカタログ」をさらに充実させ、高付加価値商品の拡大やお客様の節約志向に応えた競争力の高い価格設定とともに、高い配送品質を維持向上させることにより競合他社との差別化を進め、お客様数の拡大を図り、景気回復局面での売り上げの拡大を進めてまいります。

また、次世代ビジネスの基盤となる中堅・大企業向け一括購買システム「アスクルアリーナ」の営業活動に注力し、お客様の拡大に努めます。

#### コスト構造改革の継続的推進

従来より開発を進めてまいりました、e-プラットフォームを構成する各種システムの本格稼働により、お客様・当社・サプライヤーをインターネット上でシームレスに繋ぎデマンドチェーンの更なる効率化を進め、ハイサービスクロコストなオペレーションを実現させてまいります。

WEB専用商材の拡大や商品情報の充実、買いやすさの追求などWEBならではの特性を活かすことにより、インターネット購買サイトからのご注文を拡大し、お客様の利便性の向上を果たすと同時にオペレーションコストの最小化を目指します。

また、景気変動に対応して在庫の削減を進め、適正在庫を維持することにより商品管理や地代家賃などの保管コストの削減を図るとともに、キャッシュ・フローの向上に努めます。

#### アジア市場への進出

競争の激しい日本国内で確立したビジネスモデルや上海でのテストマーケティングで培ったノウハウをもとに、上海での商品販売事業を拡大させ、大きな成長を目指します。中期的には、アジア市場をターゲットとして、グローバル展開の基礎を築いてまいります。

(注) 1 ITを活用して、お客様とサプライヤーをつなぎ、両者にとって効率的・ローコストな運営が可能となる  
流通プラットフォーム

2 商品品質に問題は無いが、外装箱に汚れや凹みが生じているため、通常販売価格より低価格で提供している  
商品

## 4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当有価証券報告書提出日（平成21年8月6日）現在において判断したものであり、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスク全てを網羅するものではありません。

### (1)事業モデルについて

#### 事業モデルを支えるコンセプト

当社の事業は、サプライヤーをはじめとして、実質的に当社に代わってお客様開拓や集金業務および債権管理を担う当社独特のエージェント、運送会社、情報システムの開発および運用会社等多くの協力会社によって支えられております。それぞれの機能により、役割を分担・補完しあい、お互いにパートナーとして戦略的に連携（コラボレーション）し、業務や機能の重複、時間やコストの無駄を排除して顧客価値を創造するバリューチェーンの考え方が当社の基本スタンスにあります。当社では、事業モデルを支えるパートナー企業との良好な関係の維持に努めておりますが、各社の経営状況の変化等によって、提携による業務委託等の継続ができなくなった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### 事業モデルにおけるエージェントの役割

当社の事業モデルにおいて、エージェント制度の採用が大きな特徴となっております。お客様への販売代金回収は、担当エージェント側でその回収リスクを負い、当社側ではエージェント（約1,500社）に対する売掛金について回収リスクを負う体制であります。当社では、エージェントの成長力を維持・向上させるためのインセンティブプランなどによりエージェント活動の活性化を促すとともに、エージェントの経営基盤を強固にするための施策を実施しております。また、経済環境の悪化などによりエージェントに倒産等の事由が生じた場合には、当該エージェントが担当しているお客様は速やかに当社さらには後任の担当エージェントに引継がれますので、当社の経営成績に与える影響は限定的と考えられますが、潜在的な可能性として、エージェントの倒産等によって回収リスクが発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社はお客様開拓を優先するためにエージェントを無制限に増やすようなことはせず、エージェントの選定や契約に際して一定の基準および手続を設け、エージェントに対してアスクル事業を展開する財務基盤等を確認し、かつ当社の事業コンセプトへの理解を促しております。

#### 広告宣伝とエージェントとの関係

エージェントがお客様開拓を行う一方、当社でも新聞広告・インターネット広告等全国的な広告宣伝やキャンペーンを実施しており、両者の相乗効果によってお客様登録件数が拡大しております。また、電話、FAXやインターネットによる当社への直接申込みも数多くあり、その際、社内の規定に従って担当エージェントを決定し、集金業務および債権管理を行っております。決定した担当エージェントから、当社が実施した新聞広告・インターネット広告など広告宣伝費の一部として、顧客獲得に応じて一定額を広告宣伝協力金として負担いただいております。エージェントのお客様開拓力や同業他社との競争等にも左右されますが、広告宣伝等の効果が悪化して直接申込み比率が低下することによるエージェントから負担いただく広告宣伝協力金の減少や広告宣伝等のコスト増加に伴い当社が負担する広告宣伝費が増加した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### カタログ発刊に関するリスク

現在、当社の取扱商品数は、4万を超えるアイテム数におよびます。お客様のインターネットのご利用も増加しておりますが、多くのお客様は当社の発刊するカタログから必要な商品の選定を行います。取扱商品の選定とカタログ制作におきましては、表示品質を管理する専門組織を設置し、細心の注意を払っておりますが、カタログ掲載商品の品質に重大な問題が発生した場合、あるいはカタログの表示内容に重大な瑕疵が発生した場合には、カタログを回収せざるを得ない事態が考えられます。その場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### 商品の仕入と在庫リスクについて

商品に関して、サプライヤーとの間では当社の販売力に応じた安定した商品供給体制を整えております。しかしながら、社会経済環境の変化等から生じるサプライヤー側での原材料の高騰等による生産制限または製造原価の上昇により安定した商品仕入ができない場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。なお、当社

の販売数量が多い商品についてはサプライヤーの分散を図っておりますが、特定のサプライヤーからの供給がストップした場合で速やかなサプライヤーの代替が困難なときは、販売に支障をきたす可能性があります。

各商品につきましては、お客様の購買動向を「需要予測システム」にて分析し「SYNCHROMART（シンクロマーケット）」システムで、サプライヤーと在庫・需要予測情報を共有することにより、サプライヤー側で製造や需要に応じた在庫保有が可能となり、品切れによる販売機会ロスを減らし、お客様満足度の低下の極小化を目指しております。しかし、カタログ改訂時の新規取扱商品や夏場の飲料水等季節商品では一時的に需要に供給が追いつかず、品切れが生じるケースもあります。今後もさらに需要予測の精度向上を図り、サプライヤーとも充分な連携を行い、品切れリスクをなくす一方、適正在庫を維持するよう効率的なデマンドチェーン・マネジメントに努めますが、予測を誤った場合またはシステムトラブル等により、在庫不足または過剰在庫となる可能性があります。これらの結果、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### 設備投資について

当社のコア・コンピタンスを支える基盤は、情報技術（IT）の活用によるものが多くあります。ITやインターネット関連の技術は著しく変化し、当社ではそれらのテクノロジーにいち早く対応するために、ソフトウェアを中心に継続的投資を行っております。ITの進歩が著しく、投資したソフトウェア等の利用可能期間が、当初予定したものより短くなった場合、残存期間分の償却が一時に発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、継続的に実施しているソフトウェアの追加投資や大幅な改良を伴うシステムの再構築を行う場合、ソフトウェアのバグなどの要因による開発スケジュールの遅延や稼働後にソフトウェアの品質に問題が生じる可能性があり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。IT関連以外では、業務拡大に伴う物流センターの新設や増改築などの投資を行う場合があります。これらの投資に際しましては、十分な投資対効果の検証を行った上で実施しておりますが、その効果が充分でない場合、またはその効果の発現が予測より遅れた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (2)インターネット通販について

##### インターネットの障害等について

当社ではFAXによるカタログ通販と並列して、WEB上の「アスクル・インターネットショップ」「アスクルアリーナ」および個人のお客様向け専用サイトである「ぼちっとアスクル」等のサイトを通じてインターネットによる注文を受付けております。

インターネットの急速な普及と相俟って、当社におけるインターネット通販比率は上昇する傾向にあります。このため、インターネットに特有な技術的または社会的なリスク要因が増大するとみられますが、当社ではインターネットサーバーや通信回線容量を増強するとともに、万一の障害や事故に備えた基幹システムの二重化およびリアルタイムのバックアップ体制の整備、不正アクセスやコンピュータウイルスを防御するネットワーク・セキュリティの強化を行っております。また、当社では、個人情報保護マネジメントシステムの要求事項（JIS Q 15001）の審査を受け、平成18年1月に財団法人 日本情報処理開発協会（JIPDEC）よりプライバシーマーク付与を認定されており、同要求事項に沿ったマネジメントシステムを確立し、お客様情報および個人情報の保護においても必要な管理体制を整えております。今後も引き続きネットワーク・セキュリティと情報管理に関しまして強化を図ってまいります。しかし、基幹システムやネットワークの障害、ウイルスの侵入等を完全に予防または回避することは困難であり、当社グループの事業運営に重大な支障が発生する可能性やお客様情報の流出等によって社会的な信用の低下や損害賠償請求を受ける可能性があります。これにより、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

##### インターネット通販の法的規制について

当社は、通信販売業者として、また、「アスクル・インターネットショップ」「アスクルアリーナ」および「ぼちっとアスクル」はインターネットによる電子商取引に該当するため、「特定商取引に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」等の規制を受けております。また、社団法人日本通信販売協会が制定した「通信販売業における電子商取引のガイドライン」等の自主規制に準拠して事業を運営しております。今後、これらの規制の改正や新たな法的規制が設けられる場合には、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

#### (3)物流サービスについて

当社は、物流センターの庫内運営業務および配送業務を行う会社を平成21年4月に取得し、100%子会社（Bizex株式会社）といたしました。

##### 物流サービス品質について



Bizex株式会社において、高品質なサービスの提供に努めておりますが、重大な荷物の破損、紛失等といった不具合が発生した場合や荷札などに記載されているお客様情報が管理の不徹底などにより外部に流出した場合には、社会的な信用の低下や損害賠償請求を受ける可能性があります。

#### 重大な交通事故の発生について

配送業務における車両の利用に際しては、交通法規遵守のための教育や安全対策を実施しておりますが、重大な交通事故が発生した場合、社会的信用の低下や行政処分が行われる可能性があり、この場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### 燃料などの市況について

当社グループで取り組んでいる環境活動や無駄を排除する活動などにより、効率的な配送を行っておりますが、車両に用いる燃料価格が高騰した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (4)薬事法をはじめとする関連法規等による規制

当社は、平成16年1月、医療・介護施設向け用品のデリバリーサービスを開始し、「アスクル メディカル&ケアカタログ」を発刊したことに伴い、化粧品、医薬部外品等の取扱いが増大いたしました。

また、平成17年11月には、医療材料専門カタログ「アスクル メディカルプロカタログ」の発刊に伴い、医療機関向けに衛生材料、注射針、カテーテル、消毒薬などの医療専門商材の取扱いを開始いたしました。

これらの商材の販売および管理は、「薬事法」をはじめとする関連法規等により規制を受けており、各種許認可の取得、届出を必要とします。これらの規制の改正や新たな法的規制が設けられる場合、あるいはこれらの規制を遵守できなかった場合、当社グループの営業活動が制限され、業績に影響を受ける可能性があります。

#### (5)次世代ビジネスモデル構築について

当社は、次の大きな飛躍に向けて、次世代ビジネスモデルを構築し、事業成長の基盤となる情報システム、物流センターの構築など大規模な設備投資を実行しております。

これらの投資に際しましては、十分な投資対効果の検証を行い実施しておりますが、その効果が充分でない場合、またはシステム開発の遅れ等により、その効果の発現が予測より遅れた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6)商品調達について

世界レベルでの原材料価格の変動により、仕入価格の上昇などの影響が発生する可能性があります。このような場合でも、お客様に対し仕入価格の上昇分を十分に転嫁しきれない場合があります。これに対し、当社としてはコスト削減のための企業努力に注力いたしますが、企業努力によっても仕入価格の上昇分を補いきれない場合には、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。また、需給バランスの悪化などにより、商品の供給が不足する場合にも、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

#### (7)カントリーリスクについて

当社グループは、輸入商品の取扱や中国における商品販売の実施など、海外での取引を行っており、諸外国政府による規制や法令の改正、政治的、経済的な不安定さ、信用経済の発達度合いおよび資金移動の制約などに起因したカントリーリスクが存在します。カントリーリスクに対しては、案件ごとにその回避策を講じてリスク管理に努めておりますが、これらカントリーリスクを完全に回避できるものではなく、リスクが顕在化した場合には、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

#### (8)プラスグループとの関係について

##### プラスグループにおける当社の位置付け

当社は、オフィス家具の製造販売および文具・事務用品の販売を主な事業とするプラス株式会社をその他の関係会社としております。

当社は、メーカーのプラス株式会社にあつて、プロダクトアウトではないお客様志向の流通改革を目指す新規事業として立ち上げられ、その時から独自の理念とブランドによって事業運営（経営）を行う高い自主性を与えられてきました。プラス株式会社から分社した後もその他の関係会社であるプラス株式会社の立場から経営や人事等を指揮されるような支配従属的な関係ではなく、新規事業を支援するインキュベーター的な立場からバックアップを受けてきました。現在も経営の自主性を確保され、事業活動を行ううえでの承認事項等、プラス株式会社からの制約はなく、役員兼務および従業員の出向関係、金銭の貸借関係、保証・被保証関係、重要な賃貸借契約、主

要なライセンス契約等はありません。

今後とも経営の自主性、独立性を維持しつつコーポレート・ガバナンスの確立を企図してまいります。

プラスグループにおけるビズネット株式会社他各社との競合の可能性について

現在、プラスグループは、市場および販売方法等の類似性を勘案して、オフィス関連事業、ソリューション事業、通販事業、その他の4セグメントで事業展開を行っております。

このうち、直販システムにより統一のサービスを提供する通販事業は当社、ソリューション事業はプラス株式会社の子会社であるビズネット株式会社が担っております。当社のメインとなるビジネスモデルでは、全国のお客様に対してアスクルブランドによる統一のサービスレベル、販売価格を含む取引条件（アスクルご利用規約）で商品をデリバリーするパッケージ型サービスを提供しております。また、当社のエージェントは、お客様の開拓と集金業務および債権管理の役割を担当しております。一方、ビズネット株式会社のビジネスモデルでは、同社の販売店である独立したディーラーが顧客に対する販売契約主体となり、それぞれ顧客との間で提供するオフィス用品販売サービスの内容やお取引条件を交渉し、顧客に対する関係維持・営業活動全般を担い、顧客のBPR（注）や購買コストの削減を目指す個別のコンサルティング・ソリューション型サービスを提供しております。お客様企業との実質的な販売契約主体は、当社モデルでは当社、ビズネット株式会社ではディーラーであり、当社は小売業、ビズネット株式会社は卸売業であります。以上のようなモデルの違いから、当社の主な顧客は、不特定多数の中小事業所や個人消費者であり、ビズネット株式会社の主な顧客は、顧客企業の本社が全社分の購買意思決定を行う大手・中堅企業が主となります。両社は異なるコンセプトで事業を展開しており、保有する業務ノウハウも異なっております。

お客様が、どのようなサービスを選択するかはお客様のニーズによりまますので、オフィス家具・文具・事務用品等を扱っているという点ではプラスグループ各社を含め、競合が生じる可能性は否定できませんが、当社としては、上記のモデルの違いから、当社グループにおける事業活動が阻害される状況にはないと考えております。

（注）BPR：Business Process Reengineering

企業活動に関するある目標（売上高、収益率等）を設定し、それを達成するために業務内容や業務の流れ、組織構造を分析、最適化すること。

取引関係について

当社とプラス株式会社の主な取引関係に文具・事務用品やオフィス家具等の商品仕入があります。

当社では仕入商品の選定および価格の決定に際しては、他のサプライヤーと同様に、品質・市場価格・納入条件等の総合的な観点より「お客様のご要望に最も合うもの」という基準で公正・公平な取引を行っております。

## 5【経営上の重要な契約等】

株式取得による会社の買収

当社は、平成21年1月23日開催の取締役会において、プラス株式会社の100%子会社であるプラスロジスティクス株式会社（以下「プラスロジスティクス」といいます。）より、プラスロジスティクスが行う予定の新設会社分割（以下「本件会社分割」といいます。）において、(i)物流事業の一部（当社が委託している当社の物流センターの庫内運営に係る事業）及び(ii)Bizex事業（小口配送に係る事業）を承継する新設分割設立会社（以下「新設会社」といいます。）の全株式を、本件会社分割の効力が生じて新設会社が成立した日（平成21年4月21日）に取得し、当社の完全子会社とすることを決議し、同日に株式譲渡契約書を締結いたしました。

## 6【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当有価証券報告書提出日（平成21年8月6日）現在において、当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針および見積り

重要な会計方針等につきましては、経理の状況に記載のとおりですが、連結財務諸表の作成にあたり計上した主要な引当金の算定方法を下記に記載いたします。

#### 販売促進引当金

販売促進引当金は、エンドユーザーの購入実績に応じて発生する販売促進費の支出に備えるため、未行使ポイント・行使率・原価率等を要素として、過去の実績を基礎に当連結会計年度の売上に対応する発生見込額を計上しております。

#### 貸倒引当金

貸倒引当金は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討した上、回収不能見込額を計上しております。

#### 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。当社は株価連動型賞与を導入しており、賞与の支給額は当社の株価に連動して算定されるため、付与日から支給日までの間の各決算日時点における公正価値をオプション評価モデル（ブラック・ショールズモデル）を用いて算定し、権利確定期間の期日到来割合を乗じた金額を引当金として計上しております。なお、市場条件以外の業績条件は反映しておりません。

#### 役員賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。当社は株価連動型賞与を導入しており、賞与の支給額は当社の株価に連動して算定されるため、付与日から支給日までの間の各決算日時点における公正価値をオプション評価モデル（ブラック・ショールズモデル）を用いて算定し、権利確定期間の期日到来割合を乗じた金額を引当金として計上しております。なお、市場条件以外の業績条件は反映しておりません。

### (2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度の概況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1)業績」に記載しております。なお、経営成績の分析につきましては、下記のとおりです。

#### 資産の部

当連結会計年度の総資産は739億79百万円（前連結会計年度比0.0%増）となりました。流動資産は、主に自己株式の取得およびBizex株式会社の株式取得に伴う現金及び預金の減少84億2百万円、商品及び製品、原材料及び貯蔵品の減少15億52百万円等により、480億63百万円（前連結会計年度比17.9%減）となり、固定資産は、主に業務統合システムならびに間接材一括購買システム（スタンダードモデル）への投資によるソフトウェア仮勘定の増加30億37百万円、Bizex株式会社取得によるのれんの増加44億69百万円等によって、259億16百万円（前連結会計年度比68.1%増）となりました。

#### 負債純資産の部

負債は、主に自己株式の取得資金として実行した借入金の増加160億71百万円等より、573億46百万円（前連結会計年度比35.9%増）となりました。また、純資産は、主に自己株式の消却等により減少し、166億33百万円（前連結会計年度比47.6%減）、自己資本比率は22.2%となりました。

#### 売上高

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ7億82百万円増加し、1,904億69百万円となりました。インターネットを利用した広告や販売促進活動の展開と中堅・大企業向け一括購買システム「アスクルアリーナ」の営業活動の推進により、お客様基盤は拡大したものの、昨年9月以降の急速な景気後退局面において、購入お客様単価は低下傾向で推移したことなどから、前連結会計年度比0.4%の微増となりました。

#### 売上総利益

当連結会計年度の売上総利益は、主に上半期における一部商品の仕入価格上昇と、オフィス家具等の粗利益率の高い商品の需要低下や、プライスダウン戦略により価格競争力を維持（アスクルカタログ2008秋・冬号で約550アイテム、アスクルカタログ2009春・夏号で約1,400アイテムのプライスダウン）したことなどにより、前連結会計年度と比較して10億71百万円減少（売上比が0.7ポイント低下）し、444億15百万円となりました。

#### 販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、平成19年5月期から計画に基づき実行している次世代ビジネスモデルへの変革のための投資により償却負担が増加しているものの、継続的なコスト構造改革の推進による安定的なローコストオペレーションの実現により、前連結会計年度と比較して4億18百万円増加（売上比0.1ポイント上昇）し、361億75百万円となりました。

#### 営業利益

上記の結果、当連結会計年度の営業利益は、前連結会計年度と比較して14億89百万円減少し、82億40百万円となりました。また、売上高営業利益率は4.3%となり、前連結会計年度から0.8ポイント低下いたしました。

#### 経常利益

当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度と比較して15億64百万円減少し、82億46百万円となりました。

#### 当期純利益

当連結会計年度の当期純利益は、前連結会計年度と比較して、特別損失が460百万円減少したことや、平成21年2月に自己株式の公開買付を実施した結果、当社株式におけるプラス株式会社の所有割合が減少し留保金課税の適用を除外され、税金費用が軽減されたことなどから、45億28百万円となりました。

#### (3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

#### (4) キャッシュ・フローの分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

#### (5) 経営戦略の現状と見通し

経営戦略の現状につきましては、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

世界金融危機に端を発した景気悪化により輸出が落ち込んだことから、我が国においても深刻な景気悪化局面となり、経済環境は益々厳しくなっております。オフィス用品の通販業におきましては、お客様の節約志向の高まりや商品やサービスに対するご要望の多様化により、競合他社との競争が今後さらに厳しくなることが予想されます。また、世界金融危機の影響による景気悪化局面は当面の間継続すると見込んでおります。

このような環境下において、当社グループは、既存ビジネスの磨き込みを行うと同時に、大きな飛躍に向け次世代ビジネスモデルを構築し、本格的な展開の基礎を築いてまいります。次世代ビジネスモデルの柱は、インターネット技術を活用した「お客様基盤の飛躍的な拡大」および「商材の圧倒的な拡大」とこれらを支える「商品調達コストの低減」および「圧倒的なローコストオペレーションの実現」であります。

次期につきましては、厳しい景気悪化局面、また、次世代ビジネスモデルの基礎を築くため、経営指標の悪化が見込まれますが、景気回復局面での成長にむけ邁進いたします。

次期の具体的な重点施策は以下のとおりであります。

##### 次世代ビジネスモデルの構築

- a. 間接材一括購買システムが平成20年4月に稼働いたしました。本システムを次世代ビジネスモデルのインフラとして「ソロエル」のお客様を拡大し、巨大な間接材市場への本格参入のための基礎を築いてまいります。
- b. 個人向け購買サイト「ぼちっとアスクル」は、お客様の声に真摯にこたえて携帯電話によるご注文ができるようになりました。また、サプライヤーとの連携を強化し個人向け商材の拡大を図るとともにサイトの使いやすさを追求し、「ぼちっとアスクル」がお客様のライフスタイルの一部となるよう進化し続けます。
- c. 「商材の圧倒的な拡大」と「商品調達コストの低減」を目指したデマンドチェーンの仕組みの進化をさらに進めます。
- d. 従来から蓄積しているノウハウや物流業務委託先との連携に加え、当期に100%子会社としたBizex株式会社の物流ノウハウを十分に活用し、既存ビジネスのローコスト化や次世代ビジネスモデルを支えるスピーディかつ柔軟で環境にも配慮した物流プラットフォームを整備してまいります。
- e. 従来からのエージェント活動によるお客様の開拓に加え、インターネットを活用したネット広告や集客力のあるWEBサイトおよびエージェントのWEBサイトとの連携を強化することによるお客様の開拓にも重点を置き、お客様基盤の拡大を目指します。
- f. インターネットによるご注文の拡大に伴い、インターネットでの販売に最適な専用商材の開発・拡大を進め

ると同時にアウトレット販売や「わけあり品（注）」の販売など、お客様の節約志向に合わせた販売方法のさらなる進化に努めます。

（注）商品品質に問題は無いが、外装箱に汚れや凹みが生じているため、通常販売価格より低価格で提供している商品

既存ビジネスの磨き込み

- a. オフィス向けの「アスクルカタログ」、介護・医療機関向け専門の「アスクル メディカル&ケアカタログ」「アスクル メディカルプロカタログ」をさらに充実させ、高付加価値商品の拡大やお客様の節約志向に応えた競争力の高い価格設定とともに、高い配送品質を維持向上させることにより競合他社との差別化を進めてまいります。
- b. 次世代ビジネスモデルの基盤となる中堅・大企業向け一括購買システム「アスクルアリーナ」の営業活動に注力し、お客様基盤の拡大に努めます。

コスト構造改革の継続的推進

- a. e - プラットフォームを活用したサプライチェーン業務の効率化  
従来より開発を進めてまいりましたe - プラットフォームを構成する各種システムの本格稼働により、お客様・当社・サプライヤーをインターネット上でシームレスに繋ぎデマンドチェーンの更なる効率化を進め、ハイサービスでローコストなオペレーションを実現させてまいります。
- b. インターネット売上比率の上昇によるオペレーションコスト構造改革  
WEB専用商材の拡大や商品情報の充実、買いやすさの追求などWEBならではの特性を活かすことにより、インターネット購買サイトからのご注文を拡大し、お客様の利便性の向上を果たすと同時にオペレーションコストの最小化を目指します。
- c. 在庫削減による構造改革  
景気変動に対応して在庫の削減を進め、適正在庫を維持することにより商品管理や地代家賃などの保管コストの削減を図るとともに、キャッシュフローの向上に努めます。

アジア市場への進出

競争の激しい日本国内で確立したビジネスモデルや上海でのテストマーケティングで培ったノウハウをもとに、上海での商品販売事業を拡大させ、大きな成長を目指します。中期的には、アジア市場をターゲットとして、グローバル展開の基礎を築いてまいります。

(6) 資本の財源および資金の流動性についての分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループでは、次世代ビジネスモデル構築の最終年度として、主に事業成長の基盤となる情報システムへのインフラ投資や次世代ビジネスモデルの中核となる間接材一括購買システム「ソロエル」プラットフォーム構築を継続して実施いたしました。

その結果、当連結会計年度における設備投資（有形固定資産および無形固定資産）総額は45億25百万円であります。主な投資の内訳といたしましては、間接材一括購買システム（エンタープライズモデル）3億79百万円、継続中の設備の新設として、業務統合システム21億2百万円、間接材一括購買システム（スタンダードモデル）8億14百万円であります。

また、上記のほかに、長期前払費用に計上いたしました投資額5億91百万円があり、主な投資の内訳といたしましては、業務統合システム5億37百万円、間接材一括購買システム（スタンダードモデル）49百万円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

平成21年5月20日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額（百万円）							合計	従業員数 (人)
		建物 及び 構築物	機械 及び 装置	工具 器具 及び 備品	リース 資産	建設 仮勘定	ソフト ウェア	その他 無形 固定 資産		
本社 (東京都江東区)	事務所建物 附属設備	467	37	173	10	6	1,046	3,735	5,477	394
アスクルコンシェルジェ デスク(新宿) (東京都新宿区)	事務所建物 附属設備	29	-	16	-	-	9	-	55	13
大阪DMC (大阪市此花区)	事務所建物 附属設備	369	1,738	274	10	-	618	-	3,010	14
福岡センター (福岡県糟屋郡粕屋町)	事務所建物 附属設備	23	1	42	-	-	4	-	72	1
横浜センター (川崎市川崎区)	事務所建物 附属設備	68	5	49	-	-	36	-	160	3
DCMセンター (東京都江東区)	事務所建物 附属設備	111	27	96	-	-	22	0	259	12
名古屋センター (愛知県東海市)	事務所建物 附属設備	65	10	45	-	-	74	-	195	19 (104)
仙台DMC (仙台市宮城野区)	事務所建物 附属設備	41	447	87	-	-	205	-	782	1

(注) 1 上記の金額は、帳簿価額にて記入しております。なお、建設仮勘定・ソフトウェア仮勘定以外の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 その他無形固定資産は、ソフトウェア仮勘定・特許権・商標権・電話加入権であります。

3 従業員数の( )は、臨時従業員数を外書しております。

4 上記の建物は、全て賃借であり、「建物及び構築物」の帳簿価額は賃貸物件への建物造作物等を示しております。なお、年間賃料は38億22百万円であります。

上記の他、主なリース設備として下記のものがあります。

事業所名	主なリース設備				
	設備の内容	リース期間	年間リース料 (百万円)	リース契約 残高 (百万円)	備考
福岡センター	マテハンシステム	7年	7	5	同上
名古屋センター	自動ピッキングシステム	7年	75	185	同上
共通(全社)	ハンディーターミナル	5年	25	64	同上

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社  
 重要な設備はありません。

(3) 在外子会社  
 重要な設備はありません。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更(提出会社)

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後 の増加 能力
本社 (東京都江東区)	業務統合システム	4,200	2,431	自己資金	平成20年 2月	平成21年 11月	(注) 2
本社 (東京都江東区)	間接材一括購買 システム一式 (スタンダードモデル)	1,000	574	自己資金	平成20年 6月	平成22年 3月	(注) 2

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 完成後の増加能力についての記載は困難なため、省略しております。

3 業務統合システムは、投資予定額が3,200百万円から4,200百万円、完了予定年月が平成21年5月から平成21年11月にそれぞれ変更になりました。

4 間接材一括購買システム一式(スタンダードモデル)は、完了予定年月が平成21年6月から平成22年3月に変更になりました。

(2) 重要な設備の除却等  
 該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	169,440,000
計	169,440,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成21年5月20日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	38,189,400	38,189,400	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	38,189,400	38,189,400		

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

(イ) 旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき当社および当社連結子会社の取締役および使用人に発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成14年8月8日定時株主総会の特別決議(平成14年11月6日取締役会の決議)

	事業年度末現在 (平成21年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(個)(注)3	917	690
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	183,400	138,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1,545	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年8月9日 至平成21年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,545 資本組入額 773	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5,6,7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。



- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。
- かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率
- また、新株予約権発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
- なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を処分する自己株式数に読み替えるものとする。
- また、新株予約権発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。
- 5 新株予約権行使の条件
- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背任行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
  - (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
  - (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
  - (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。
- 6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
  - (2) 新株予約権者が上記の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。
- 7 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

平成14年8月8日定時株主総会の特別決議（平成15年2月21日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成21年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(個)(注)3	10	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	2,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1,761	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年8月9日 至平成21年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,761 資本組入額 881	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5,6,7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。

かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を処分する自己株式数に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

5 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背任行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が上記の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

平成15年8月8日定時株主総会の特別決議（平成15年12月18日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成21年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(個)(注)3	1,796	1,788
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	359,200	357,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	2,701	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年8月9日 至平成22年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,701 資本組入額 1,351	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5,6,7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率
- また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権 1 個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記 2 に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

#### 5 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より 1 年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

#### 6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が 5 に定めるところにより、権利を行行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

#### 7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

平成16年 8 月 6 日定時株主総会の特別決議（平成16年10月 6 日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成21年 5 月20日)	提出日の前月末現在 (平成21年 7 月31日)
新株予約権の数(個)(注) 3	2,030	2,020
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注) 1, 2	406,000	404,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 4	3,559	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年 8 月 7 日 至 平成23年 7 月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,559 資本組入額 1,780	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5, 6, 7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権 1 個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記 2 に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

5 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が5に定めるところにより、権利を行行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

平成17年8月5日定時株主総会の特別決議（平成17年9月15日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成21年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(個)(注)3	1,895	1,885
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	379,000	377,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	3,530	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年8月6日 至平成24年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,530 資本組入額 1,765	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5,6,7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権 1 個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記 2 に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

5 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より 1 年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が 5 に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

平成17年8月5日定時株主総会の特別決議（平成18年4月26日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成21年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(個)(注)3	90	85
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	18,000	17,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	3,324	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年8月6日 至平成24年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,324 資本組入額 1,662	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5,6,7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。



5 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が5に定めるところにより、権利を行行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(ロ) 会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく当社および当社連結子会社の取締役および使用人に発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成18年10月11日当社取締役会の決議

	事業年度末現在 (平成21年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(個)(注)3	3,670	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	367,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	2,333	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年10月12日 至平成23年10月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)(注)5	発行価格 2,926 資本組入額 1,463	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6,7,8	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権 1 個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、上記 2 に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 4 新株予約権割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。  
 また、新株予約権割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1 株当たり払込金額}}{\text{1 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権割当日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 5 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額 2,333 円と付与日における公正な評価単価 593 円を合算しております。
- 6 新株予約権行使の条件
  - (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役等の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
  - (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より 1 年で当該権利は消滅するものとする。
  - (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
  - (4) その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権当契約に定めるところによるものとする。

#### 7 新株予約権の取得事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が 6 に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

#### 8 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

## 9 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (8) 新株予約権の取得事由および条件

上記7に準じて決定する。

### (9) その他新株予約権の行使の条件

上記6に準じて決定する。

平成19年2月7日当社取締役会の決議

	事業年度末現在 (平成21年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(個)(注)3	240	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	24,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	2,535	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年2月8日 至平成24年2月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)(注)5	発行価格 3,214 資本組入額 1,607	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6,7,8	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

4 新株予約権割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

また、新株予約権割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権割当日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

5 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額2,535円と付与日における公正な評価単価679円を合算しております。

#### 6 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

#### 7 新株予約権の取得事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が6に定めるところにより、権利を行行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

#### 8 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

#### 9 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行行使することができる期間  
新株予約権を行行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行行使することができる期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額とする。  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得事由および条件  
 上記7に準じて決定する。
- (9) その他新株予約権の行使の条件  
 上記6に準じて決定する。

平成21年4月8日当社取締役会の決議

	事業年度末現在 (平成21年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(個)(注)3	4,800	4,760
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	480,000	476,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1,546	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年4月9日 至平成26年4月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)(注)5	発行価格 1,955 資本組入額 978	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6,7,8	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

- (注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。  
 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率  
 また、新株予約権割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。
- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 4 新株予約権割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。  
 また、新株予約権割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
- なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
- また、新株予約権割当日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

5 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1,546円と付与日における公正な評価単価409円を合算しております。

#### 6 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

#### 7 新株予約権の取得事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が6に定めるところにより、権利を行行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

#### 8 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

#### 9 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行行使することができる期間  
新株予約権を行行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額とする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) 新株予約権の取得事由および条件  
上記7に準じて決定する。
- (9) その他新株予約権の行使の条件  
上記6に準じて決定する。



(八) 旧商法第280条ノ19の規定に基づく当社取締役および当社使用人に対する新株引受権（ストックオプション）に関する状況は次のとおりであります。

平成12年8月3日定時株主総会の特別決議

	事業年度末現在 (平成21年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成21年7月31日)
新株予約権の数(個)		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1, 2	5,200	4,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	32	同左
新株予約権の行使期間	自平成14年8月4日 至平成22年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 32 資本組入額 19	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2 当社が株式の分割により新株を発行する場合は、未行使の新株引受権の目的たる株式数は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数})}{\text{既発行株式数}}$$

なお、株式の分割およびこの発行価額を下回る価格で新株を発行する場合または転換社債および新株引受権付社債を発行する場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{(\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数})}$$

3 新株予約権行使の条件

(1) 権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。

A 平成14年8月4日から平成15年8月3日までは、権利を付与された株式数の2分の1について権利を行使することができる。

B 平成15年8月4日から平成16年8月3日までは、権利を付与された株式数の4分の3について権利を行使することができる。

C 平成16年8月4日から平成22年7月31日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。

(2) 権利を与えられた者は、当社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を継続的に保有する限り、付与された権利の一部または全部を行使することが可能とする。

(3) 上記に従い権利行使が可能となった引受権は、権利を与えられたものが死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で消滅する。

(4) 新株引受権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

(5) その他、権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する契約に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年5月21日～ 平成17年5月20日(注)1	161,000	21,682,200	140	3,314	138	5,794
平成17年11月20日(注)2	21,741,500	43,423,700	-	3,314	-	5,794
平成17年5月21日～ 平成18年5月20日(注)1	181,300	43,605,000	158	3,473	158	5,953
平成18年5月21日～ 平成19年5月20日(注)1	45,000	43,650,000	31	3,504	31	5,985
平成19年5月21日～ 平成20年5月20日(注)1	39,400	43,689,400	30	3,535	30	6,015
平成20年5月21日～ 平成21年5月20日(注)3	5,500,000	38,189,400	-	3,535	-	6,015

(注)1 新株予約権の行使による増加であります。

2 普通株式1株につき2株の株式分割を行ったことによる増加であります。

3 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

平成21年5月20日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状況 (株)
	政府およ び地方公 共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)		32	30	98	93	4	5,442	5,699	
所有株式数 (単元)		68,017	13,707	101,286	41,639	10	157,209	381,868	2,600
所有株式数 の割合 (%)		17.81	3.59	26.52	10.90	0.00	41.17	100.00	

(注) 自己株式7,200,856株は、「個人その他」に72,008単元、「単元未満株式の状況」に56株含まれております。

(6)【大株主の状況】

平成21年5月20日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
プラス株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-28	8,167	26.36
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	3,873	12.50
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	1,340	4.33
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	1,243	4.01
プラス技研株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-28	1,076	3.47
今泉 壮平	東京都渋谷区	1,026	3.31
シービーニューヨーク オービス エスアイシーアーヴィー (常任代理人シティバンク銀行株式会社)	31,Z.A. BOURMICH, L-8070 BERTRANGE, LUXEMBOURG (東京都品川区東品川2-3-14)	992	3.20
岩田 彰一郎	東京都世田谷区	974	3.15
サジャツプ (常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	P.O. BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内2-7-1)	839	2.71
今泉 英久	東京都渋谷区	796	2.57
計		20,332	65.61

(注) 1 上記のほか、自己株式が7,200千株あります。

2 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、各々3,763千株および1,337千株であります。

3 平成21年3月6日付で、オービス・インベストメント・マネジメント・(ビー・ヴィー・アイ)・リミテッドおよびその共同保有者より大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局に提出されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認が出来ていないため、上記株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
オービス・インベストメント・マネジメント・(ビー・ヴィー・アイ)・リミテッド	バミューダHM11ハミルトン、バミューディアナ・ロード34	992	2.27
オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド	バミューダHM11ハミルトン、バミューディアナ・ロード34	122	0.28
計		1,115	2.55

4 平成21年3月4日付で、野村證券株式会社およびその共同保有者より大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局に提出されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認が出来ていないため、上記株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,497	3.43
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	1,901	4.35
計		3,399	7.78

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年5月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 7,200,800		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,986,000	309,860	同上
単元未満株式	普通株式 2,600		同上
発行済株式総数	38,189,400		
総株主の議決権		309,860	

【自己株式等】

平成21年5月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
アスクル株式会社	東京都江東区辰巳三丁目10番1号	7,200,800		7,200,800	18.86
計		7,200,800		7,200,800	18.86

( 8 ) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。

当該制度は旧商法第280条ノ19の規定に基づき新株引受権を付与する方法、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法、会社法236条、第238条および第240条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

平成12年 8 月 3 日の定時株主総会特別決議に基づく新株引受権の付与

旧商法第280条ノ19の規定に基づき、平成12年 8 月 3 日開催の第37回定時株主総会終結時に在任する取締役および使用人に対して付与することを同定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成12年 8 月 3 日
付与対象者の区分および人数(名)	取締役 5、使用人49
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成14年 8 月 8 日の定時株主総会特別決議に基づく新株予約権の発行

当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的として、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成14年 8 月 8 日開催の第39回定時株主総会終結時に在任する取締役および使用人に対して発行することを、同定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成14年 8 月 8 日
付与対象者の区分および人数(名)	取締役 8、使用人30 (平成14年11月 6 日取締役会の決議によるもの) 使用人 6 (平成15年 2 月21日取締役会の決議によるもの)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成15年8月8日の定時株主総会特別決議に基づく新株予約権の発行

当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的として、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成15年8月8日開催の第40回定時株主総会終結時に在任する当社および当社連結子会社の取締役および使用人に対して発行することを、同定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成15年8月8日
付与対象者の区分および人数(名)	取締役7、使用人33 (平成15年12月18日取締役会の決議によるもの)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成16年8月6日の定時株主総会特別決議に基づく新株予約権の発行

当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的として、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成16年8月6日開催の第41回定時株主総会終結時に在任する当社および当社連結子会社の取締役および使用人に対して発行することを、同定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成16年8月6日
付与対象者の区分および人数(名)	取締役8、使用人38 (平成16年10月6日取締役会の決議によるもの)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成17年8月5日の定時株主総会特別決議に基づく新株予約権の発行

当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値増大へ貢献するインセンティブとなるべきストックオプションの目的で、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成17年8月5日開催の第42回定時株主総会終結時に在任する当社および当社連結子会社の取締役および使用人に対して発行することを、同定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成17年8月5日
付与対象者の区分および人数(名)	取締役6、使用人45 (平成17年9月15日取締役会の決議によるもの) 使用人10 (平成18年4月26日取締役会の決議によるもの)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成18年8月10日の定時株主総会決議および平成18年10月11日の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

当社取締役と株主との利益意識の共有を図り、株主価値の増大と取締役の報酬を連動させ、当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることにより、企業価値の増大に資するため、当社の取締役にストックオプションを付与することを、平成18年8月10日開催の第43回定時株主総会および平成18年10月11日の取締役会において決議されたものであります。また、当社使用人ならびに当社完全子会社取締役の報酬体系を、業績とより連動したものとすることで当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値の増大に資するため、当社使用人ならびに当社完全子会社取締役にストックオプションを付与することを、平成18年10月11日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年8月10日および平成18年10月11日
付与対象者の区分および人数(名)	取締役6 (平成18年8月10日定時株主総会決議および 平成18年10月11日取締役会の決議によるもの) 使用人38、子会社取締役1 (平成18年10月11日取締役会の決議によるもの)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

平成19年2月7日の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

当社使用人の報酬体系を、業績とより連動したものとすることで当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値の増大に資するため、当社の使用人にストックオプションを付与することを、平成19年2月7日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成19年2月7日
付与対象者の区分および人数(名)	使用人3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

平成20年8月5日の定時株主総会決議および平成21年4月8日の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

当社取締役および使用人と株主との利益意識の共有を図り、株主価値の増大と取締役の報酬を連動させ、当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることにより、企業価値の増大に資するため、当社の取締役および使用人にストックオプションを付与することを、平成20年8月5日開催の第45回定時株主総会および平成21年4月8日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成20年8月5日および平成21年4月8日
付与対象者の区分および人数(名)	取締役5 (平成20年8月5日定時株主総会決議および 平成21年4月8日取締役会の決議によるもの) 使用人98 (平成21年4月8日取締役会の決議によるもの)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。



平成21年 8月 5日 定時株主総会決議

当社取締役と株主との利益意識の共有を図り、株主価値の増大と取締役の報酬を連動させ、当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることにより、企業価値の増大に資するため、当社の取締役にストックオプションとして新株予約権を付与することが、平成21年 8月 5日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成21年 8月 5日
付与対象者の区分および人数(名)	取締役 6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	128,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1
新株予約権の行使期間	新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後 5年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

- (注) 1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。  
 行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、後者の価額とする。  
 なお、新株予約権割当日後に、連結財務諸表提出会社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他行使価額を調整することが適切な場合は、連結財務諸表提出会社が必要と認める調整を行うものとする。
- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
 再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(9) その他新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。

上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。

その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第3号および第155条第7号に該当する普通株式の取得

#### (1)【株主総会決議による取得状況】

該当事項はありません。

#### (2)【取締役会決議による取得状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年7月2日)での決議状況 (取得期間 平成20年7月3日~平成20年9月30日)	500,000	1,250,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	500,000	831,125,000
残存決議株式の総数及び価額の総額		418,875,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		33.5
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		33.5

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年1月23日)での決議状況 (取得期間 平成21年1月26日~平成21年5月29日)	11,000,100	18,100,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	11,000,000	18,018,000,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	100	82,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	0.0	0.5
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	0.0	0.5

#### (3)【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	337	557,580
当期間における取得自己株式	15	20,685

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況および保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	55,000,000	9,310,954,773		
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(新株予約権の権利行使)			46,000	77,873,369
保有自己株式数	7,200,856		7,154,871	

(注) 当期間における保有自己株式には、平成21年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社の利益配分に関しましては、健全なキャッシュ・フローと安定した財務体質を維持しつつ、「中長期的な企業価値向上のための設備投資資金としての内部留保の確保」と「株主の皆様のご要望にお応えするための株主還元としての配当政策」をバランスさせながら、総合的に判断して実施していく方針を採っております。

上記方針に基づき、当期におきましては、第44期より計画的に取り組んでまいりました大型設備投資が一巡することから、前期に比べ10円増配し、当社普通株式1株につき30円の期末配当を実施することを決定いたしました。この結果連結ベースでの配当性向は26.2%となりました。

当社の毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は、年1回としており、配当の決定機関は株主総会であります。

なお、「取締役会の決議によって、毎年11月20日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当金 (円)
平成21年8月5日 定時株主総会決議	929	30

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	平成17年5月	平成18年5月	平成19年5月	平成20年5月	平成21年5月
最高(円)	7,490	8,000 1 3,890	3,030	3,080	2,255
最低(円)	5,300	5,900 1 2,805	1,750	1,720	1,074

(注)平成17年11月20日をもって、普通株式1株を2株に分割いたしました。なお、第43期の事業年度別最高・最低株価のうち、1印は分割後の金額であります。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年12月	平成21年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	1,780	1,985	2,005	1,750	1,620	1,481
最低(円)	1,493	1,621	1,669	1,309	1,465	1,367

(注)最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		任期	所有 株式数 (千株)
代表取締役 社長	C E O	岩田 彰一郎	昭和25年 8月14日生	昭和48年3月 昭和61年3月 昭和62年3月 平成4年5月 平成7年11月 平成9年3月 平成12年5月 平成14年11月 平成18年6月	ライオン油脂(株)(現ライオン(株))入社 プラス(株)入社 同社商品開発本部部長 同社営業本部アスクル事業推進室室長 同社アスクル事業部部長 当社代表取締役社長(現任) 当社C E O(現任)(注)5 ASKUL e-Pro Service(株)(現ソロエル(株)) 取締役(現任) (株)資生堂取締役(現任)	(注)7	995
取締役	執行役員	今村 俊郎	昭和28年 3月28日生	昭和52年3月 平成7年11月 平成9年5月 平成11年8月 平成11年10月 平成14年7月 平成15年7月 平成16年8月 平成17年5月 平成17年8月 平成18年12月 平成21年4月	プラス(株)入社 同社アスクル事業部課長 当社プランニング・ビジネス ゼネラルマネージャー 当社取締役(現任) 当社コーポレートプランニング統括 当社ジェネラル・アフェアーズ室長 当社コーポレート・サービス室長 ASKUL e-Pro Service(株)(現ソロエル(株)) 取締役 ビジネススマート(株)取締役(現任) 当社執行役員(現任) 愛速客楽(上海)貿易有限公司董事(現任) Bizex(株)取締役(現任)	(注)7	107
取締役	C S O兼 執行役員	織茂 芳行	昭和27年 2月14日生	昭和50年4月 昭和62年7月 平成5年5月 平成9年5月 平成11年8月 平成13年6月 平成14年7月 平成16年5月 平成17年8月 平成21年4月	(株)新潟鐵工所入社 プラス(株)入社 同社業務本部企画室室長 当社エフィシエント・カスタマー・レスポンス ゼネラルマネージャー 当社取締役(現任) 当社オフィスライフ・クリエーション家具 ヴァイス・プレジデント 当社社長室室長 当社C S O(現任)(注)6 当社執行役員(現任) Bizex(株)代表取締役社長(現任)	(注)7	105
取締役		中谷 巖	昭和17年 1月22日生	昭和48年6月 昭和59年4月 平成3年10月 平成11年6月 平成11年10月 平成12年4月 平成12年6月 平成12年10月 平成13年9月 平成15年3月 平成17年6月 平成19年4月 平成20年4月	ハーバード大学経済学博士号取得 同大学講師・研究員 大阪大学経済学部教授 一橋大学経済学部教授 ソニー(株)取締役 多摩大学経営情報学部教授 (株)三和総合研究所(現三菱UFJリサーチ&コンサル ティング(株))理事長(現任) J S A T(株)取締役 当社取締役(現任) 多摩大学学長 (株)W D I 取締役(現任) 富士火災海上保険(株)取締役 スカパーJ S A T(株)(現スカパーJ S A Tホー ルディングス)取締役(現任) 多摩大学教授 ルネッサンスセンター長(現任)	(注)7	25

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		戸田 一雄	昭和16年 2月13日生	昭和39年4月 松下電器産業(株) (現パナソニック(株)) 入社 平成6年6月 同社取締役 電化事業担当 平成8年6月 同社常務取締役 (代表取締役) 平成11年6月 同社専務取締役 (代表取締役) 平成15年6月 同社取締役副社長 (代表取締役) 平成16年2月 松下電工(株) (現パナソニック電工(株)) 取締役 平成18年6月 松下電器産業(株) (現パナソニック(株)) 顧問 平成18年8月 当社監査役 平成19年4月 滋賀大学特任教授 (現任) 京都工芸繊維大学特任教授 (現任) 平成19年7月 学校法人文化学院常務理事校長 平成19年8月 当社取締役 (現任) 平成20年7月 学校法人文化学院理事長兼校長 (現任)	(注) 7	0
取締役		斎藤 忠勝	昭和17年 11月24日生	昭和42年4月 (株)資生堂入社 平成7年12月 同社マーケティング本部マーケティング開発部長兼(株)資生堂インターナショナル取締役社長 平成9年6月 同社取締役経営企画部長 平成10年6月 同社取締役化粧品事業部本部長 平成11年6月 同社常務取締役 コスメティック価値創造センター長 平成13年6月 同社取締役執行役員常務 化粧品事業戦略本部長 平成15年6月 同社取締役執行役員専務 国際事業総本部長 平成16年4月 同社取締役執行役員専務 中国総代表兼資生堂 (中国)投資有限公司董事長 平成19年4月 同社顧問 平成20年7月 当社顧問 平成21年8月 当社取締役 (現任)	(注) 7	
監査役 常勤		小川 宏喜	昭和18年 3月4日生	昭和41年4月 プラス(株)入社 昭和63年6月 埼玉プラス(株)代表取締役社長 平成2年8月 プラス(株)取締役 平成5年11月 同社取締役情報機器事業本部長 平成6年8月 デュプロ(株)代表取締役社長 平成11年5月 プラス(株)取締役教育環境事業本部長 平成15年8月 当社常勤監査役 (現任)	(注) 8	41
監査役 常勤		小野 晋二	昭和17年 6月9日生	昭和41年4月 プラス(株)入社 昭和60年8月 同社取締役 平成2年6月 同社常務取締役製品事業本部長 平成3年11月 同社常務取締役総務本部長 平成7年11月 同社常務取締役マーケティング本部長 平成11年6月 栃木プラス(株)代表取締役社長 平成12年10月 当社常勤監査役 (現任)	(注) 8	31
監査役		安本 隆晴	昭和29年 3月10日生	平成4年4月 安本公認会計士事務所所長 (現任) 平成5年11月 (株)ファーストリテイリング監査役 (現任) 平成13年8月 当社監査役 (現任) 平成15年6月 (株)リンク・セオリー・ホールディングス監査役 (現任) 平成19年4月 中央大学専門職大学院国際会計研究科 特任教授 (現任)	(注) 9	3

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		町田 幸雄	昭和17年 7月3日生	昭和44年4月 東京地方検察庁 検事任官 平成6年4月 東京国税不服審判所 所長 平成8年4月 盛岡地方検察庁 検事正 平成11年8月 法務省 入国管理局 局長 平成12年12月 最高検察庁 総務部長 平成13年7月 最高検察庁 刑事部長 平成14年6月 公安調査庁 長官 平成16年1月 仙台高等検察庁 検事長 平成16年12月 最高検察庁 次長検事 平成17年7月 検事退官 平成17年9月 第一東京弁護士会登録 西村ときわ法律事務所(現 西村あさひ法律事務所) 入所 平成18年6月 三井化学(株)取締役(現任) 平成18年7月 朝日生命保険相互会社 監査役(現任) 平成20年6月 双日(株) 監査役(現任) 平成20年8月 当社 監査役(現任)	(注)9	0
計						1,312

- (注) 1 取締役中谷巖、戸田一雄、斎藤忠勝の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役小川宏喜、小野晋二、安本隆晴、町田幸雄の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当社では、業務執行の迅速化と責任と権限の明確化を目的に、執行役員制度を導入しております。執行役員は4名(取締役兼務を除く)で構成され、氏名・担当部門は以下のとおりです。
- 小原 茂 ビジネスプラットフォーム企画開発、カスタマーソリューション  
木村 美代子 ぼちっと事業部、オフィス・ライフ・クリエーション、  
カスタマー・バリュー・クリエーション  
青木 宏彰 戦略調達  
内田 洋輔 SOLOEL事業部、e-ビジネス
- 4 所有株式数には役員持株会における各自の持分を含めた実質持株数を記載しております。  
なお、平成21年8月分の役員持株会による取得株式数を、提出日(平成21年8月6日)現在確認することができないため、平成21年7月末現在の実質持株数を記載しております。
- 5 CEO: Chief Executive Officer 最高経営責任者
- 6 CSO: Chief Security Officer 最高セキュリティ責任者
- 7 平成21年8月5日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
- 8 平成19年8月8日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
- 9 平成20年8月5日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで



## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### (コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は透明性の高い健全な経営により、継続的な企業価値の向上を図ることを、コーポレート・ガバナンスの目的としており、特に株主の皆様へのアカウンタビリティを高めるため、社外取締役、社外監査役による、執行ならびに経営のモニタリング体制の強化に努めてまいりました。また、当社は意思決定と業務執行の迅速化をより明確にするため、執行役員制度を導入しております。今後も当社の果たすべき社会的責任を認識し、コーポレート・ガバナンスの充実と同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の視点から、各種リスクを未然に防止する内部統制システムを構築してまいります。

#### (1)会社の機関の内容および内部統制システムの整備状況等

##### 会社の機関の内容等

当社は監査役会設置会社形態を採用しております。

取締役は当有価証券報告書提出日現在6名で、うち3名が会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。取締役会では、経営戦略や新規事業の事業計画および重要な業務執行などの提案についても活発、かつ、有効な議論がなされております。

監査役は当有価証券報告書提出日現在4名で、全員が会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。監査役会では、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、または決議しております。また、監査役は、毎月開催される定例の取締役会に参加し、積極的に意見を述べております。さらに、代表取締役は、常勤監査役、社内取締役および管理業務担当執行役員で構成される「経営会議」を設置し、常勤監査役に対して定期的に職務の執行状況を報告し、意見交換を行っております。

なお、監査役の専従スタッフは配置しておりませんが、監査役からの求めがあるときは必要に応じて内部監査部門、法務部門等が適宜対応しております。

上記のほか、「執行役員会」「報酬委員会」「コンプライアンス委員会」「投資委員会」および「情報開示委員会」を設けております。

執行役員会.....CEOおよび執行役員で構成され、各規程に基づき審議すべき業務執行に係る議案を精査し、付議しております。

報酬委員会.....取締役会の諮問機関として社外取締役を中心に構成され、報酬制度の方針および取締役の個別報酬額案につき、審議、検討しております。

コンプライアンス委員会...取締役会の諮問機関として、社内取締役、社外監査役、管理部門ならびに内部監査部門の責任者で構成され、内部統制システム強化のための体制整備の審議・検討およびモニタリングを行っております。

投資委員会.....執行役員会より選任された委員で構成される部門横断型審議機関として、経営管理部門を中心に、投資意思決定を適切かつスピーディに行い企業価値の最大化に資することを目的として設備投資に関する事項を審議、検討しております。

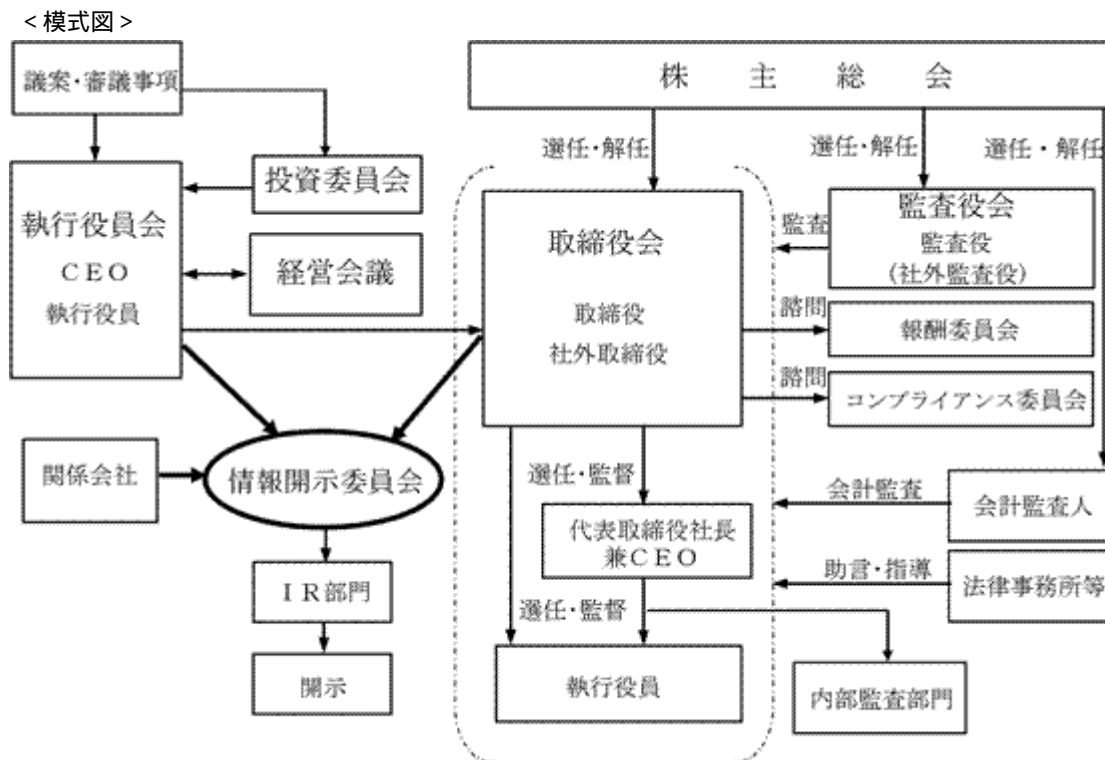
情報開示委員会.....取締役会で指名された情報開示担当役員が情報取扱責任者として委員長となり、IR部門、経理部門、財務部門、取締役会の事務局である法務部門、執行役員会事務局である経営管理部門に所属するメンバーで構成され、適切な開示により、経営の透明性を高めることを目的に開示の決定をしております。

##### 内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業績の適正を確保するため、当社の果たすべき社会的責任を認識し、コーポレート・ガバナンスの充実と同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の観点から、各種リスクを未然に防止する内部統制システムを構築してまいります。

取締役は、当社の企業理念に基づき、倫理・行動規範およびコンプライアンス・マニュアルを制定し遵守するとともに、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の諸規程を遵守し、適正に職務執行を行います。また、当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、原則として、取締役会には当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍するようしております。当社は、経理・財務担当取締役を定め、財務報告に関する社内規程を整備し、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して財務諸表を作成するとともに、情報開示委員会を設置し、財務報告の信頼性を確保します。当社は会計監査を担当する会計監査人としてあずさ監査法人と監査契約を結んでおります。また、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、必要に応じて助言と指導を受けられる体制を設けております。今後も、内部統制システムの整備と各種リスクの未然防止、早期発見および適切な対応に努め、経営の健全化に取り組んでまいります。

- a. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制について  
取締役の職務の執行に係る情報は、取締役会規程および文書取扱規程等に基づき適切に記録し、保存および管理しております。また、取締役および監査役は、常時これらの記録を閲覧できるようにしております。
- b. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制について  
組織横断的な全社に係るリスクに関して、責任者の取締役を定め、対応部門を設けて、統括的な管理・対応を行っております。また、環境、情報セキュリティ、品質、労務、コンプライアンス等に係るリスクについては、各担当部署にて規程・マニュアル等を制定し教育・周知徹底を行っております。  
職務執行に係るリスク管理のモニタリングは、内部監査部門を中心にコンプライアンスおよびリスク管理の観点を踏まえて定期的に監視を行っております。
- c. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理について  
取締役の職務の執行に係る情報は、取締役会規程および文書取扱規程等に基づき適切に記録し、保存および管理しております。また、取締役および監査役は、常時これらの記録を閲覧できるようにしております。  
代表取締役により任命された取締役が責任者として、この任務にあっております。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制について  
取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとります。当社は執行役員制度を導入し、意思決定と職務執行の迅速化を図っております。  
取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるための牽制機能を期待し、取締役会には当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍するようにします。
- e. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について  
企業理念に基づく倫理・行動規範およびコンプライアンス・マニュアルを制定し、全社にこれを徹底するとともに、環境、情報セキュリティ、品質、労務、各種法令に関する教育・研修等を定期的実施することによりコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備しております。  
なお、環境、情報セキュリティについては、それぞれJIS Q15001、JISQ27001の規格に準拠したマネジメントシステムを構築し、運用・監査・レビュー・改善のマネジメントサイクルを維持し、適正に職務執行を行う体制を確立しております。  
使用人の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を遵守し、その執行の状況については、内部監査部門が監査を行い、問題点があれば当該部門に指摘するとともに、代表取締役および取締役に報告し、当該部門の改善を求めて、適正に職務執行を行います。  
会社のモニタリング機能の一環としてホットライン（内部通報制度）を設置し、コンプライアンス上、疑義のある行為の把握を行う体制を構築しております。当該ホットラインでは、社内相談窓口のほか、社外相談窓口（顧問弁護士事務所内）を設けております。
- f. 当社ならびに当社のその他の関係会社にあたるプラス株式会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制について  
当社の子会社は、当社の企業理念に基づく倫理・行動規範に従い、また当社のコンプライアンス・マニュアルに従い、また環境、情報セキュリティ、品質、労務、各種法令に関する教育・研修等を定期的実施することによりコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行います。  
子会社管理については、当社の関係会社管理規程に基づき経営管理部門が管轄し、その業務執行状況については、当社の内部監査部門が監査を行い、業務の適正を確保しております。  
当社と当社のその他関係会社の関係にあたるプラス株式会社との関係においては、同社との役員兼務および従業員の出向関係はなく、今後も、当社独自の企業理念とブランドに基づく独立経営を行っております。また、当社では、同社と関係のない社外役員による経営のモニタリング体制を強化することにより、牽制機能を確保しております。



g. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備の状況について

当社の倫理・行動規範「ASKUL CODE OF CONDUCT」に反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力・団体の活動を助長もしくは加担するような行為は行わないことを定めております。また、同行動規範については、常時社内イントラネットに掲示し、教育・周知徹底を図っております。

内部監査および監査役監査の状況

内部監査につきましては、責任者1名とスタッフ2名により構成されております。代表取締役社長直轄の独立した部署である内部監査が、コンプライアンスおよびリスク管理の観点から踏まえて各部門の業務遂行状況についての監査を行っております。内部監査の手続きは以下のとおりです。

計画……前年度における監査結果を踏まえて、新監査年度における監査方針を代表取締役社長承認の上、決定しております。決定した監査方針に基づき、重点監査目標設定と監査計画、スケジュールを立案し、監査業務の分担を行うと共に、被監査部門、監査項目、日程等を決定しております。

実施……決定した監査方針に基づき、関係部署の執行役員と統括部長を中心にヒアリングを行い職務、進捗状況の把握、承認申請書、契約書、取引記録などの書類の閲覧を行い監査を行っております。また、棚卸実地調査等の立会による監査も行っております。

報告等…内部監査実施後に、被監査部門毎の監査報告書を作成して、代表取締役社長および監査役へ提出しております。内部監査実施過程で把握した問題点は、その都度代表取締役および被監査部門に指摘し、当該部門に改善報告書の提出を求めています。また、監査法人の期中および期末監査時に内部監査報告サマリーにより情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めています。

監査役につきましては、当有価証券報告書提出日現在4名で、全員が会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、監査役のうち2名は常勤監査役であります。監査役監査の手続きは以下のとおりです。

計画……前年度における監査結果を踏まえて、新監査年度における監査方針を監査役会で協議の上、方針を決定しております。

実施……監査方針に基づき、主要な会議に出席するとともに、取締役・各部門執行役員を中心にヒアリングを行い監査を行っております。また、内部監査部門による往査および講評会に参加するとともに、監査法人による会計監査への立会い、棚卸実地調査等の立会い等の方法による監査も行っております。子会社に対しては、必要に応じて、その都度、事業の報告を求め、業務、財産の状況について把握しております。

報告等... 期末監査終了後、監査法人から監査報告書を受領し意見交換を行い、監査報告書を作成して、代表取締役社長に提出しております。また、定時株主総会に出席して監査報告を行っております。期中監査の実施過程で把握した問題点は、その都度意見書・報告書を作成し、取締役および関連部署の執行役員等に提出して問題点の改善を求めています。また、内部監査部門および監査法人との緊密な連携を保つ為に定期的な情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めています。

会計監査の状況

当社は会計監査を担当する会計監査人としてあずさ監査法人と監査契約を結んでおります。

会計監査の状況

監査法人 : あずさ監査法人  
 業務を執行した公認会計士名：指定社員 業務執行社員 豊島 忠夫  
 指定社員 業務執行社員 栗原 幸夫  
 監査業務に係る補助者の構成：公認会計士 3名 その他 9名

社外取締役および社外監査役との関係

該当事項はありません。

(2) 役員報酬

当事業年度における当社の取締役、社外取締役および社外監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

区分	人数	支給額
取締役	6名	136百万円
(うち社外取締役)	(3名)	(35百万円)
監査役	4名	37百万円
(うち社外監査役)	(4名)	(37百万円)

- (注) 1 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額を28百万円支払っております。  
 2 上記には、ストックオプションとして付与した新株予約権の当期費用計上額および株価連動型賞与の当期費用計上額を含んでおります。  
 3 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額5億円以内(ただし、使用人分給与を含まない)であります。  
 (平成12年8月3日 第37回定時株主総会決議)  
 4 株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額8千万円以内であります。  
 (平成13年8月10日 第38回定時株主総会決議)  
 5 当社は監査役全員が社外監査役であります。  
 6 第45回定時株主総会において取締役を退任いたしました藤原美喜子氏の報酬につきましては、人数とともに取締役(社外取締役)に含めて記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第31条第2項に基づき、社外取締役全員と責任限定契約を締結しております。また、定款第41条第2項に基づき、社外監査役全員と責任限定契約を締結しております。それぞれ締結した責任限定契約の概要は次のとおりです。

社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、その任務を怠ったことにより、当社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、3,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

社外取締役の任期満了時に再度当社の社外取締役に選任され、就任した場合は、就任後の行為についても、当該契約はその効力を有するものとし、その後も同様とする。ただし、再任後新たに責任限定契約を締結する場合はこの限りではない。

社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、その任務を怠ったことにより、当社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

社外監査役の任期満了時に再度当社の社外監査役に選任され、就任した場合は、就任後の行為についても、当該契約はその効力を有するものとし、その後も同様とする。ただし、再任後新たに責任限定契約を締結する場合はこの限りではない。

(4) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

(5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

(6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

剰余金の配当等

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年11月20日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

責任免除の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

これは、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものであります。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社			46	2
連結子会社				
計			46	2

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、財務報告に係る内部統制に関する助言業務であります。

【監査報酬の決定方針】

監査計画の内容について有効性及び効率性の観点で会計監査人と協議の上、会計監査人が必要な監査を十分行うことができる報酬額となっているかどうかを検証し、監査役会の同意を得て決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成19年5月21日から平成20年5月20日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成20年5月21日から平成21年5月20日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年5月21日から平成20年5月20日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年5月21日から平成21年5月20日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成19年5月21日から平成20年5月20日まで）および当連結会計年度（平成20年5月21日から平成21年5月20日まで）の連結財務諸表ならびに前事業年度（平成19年5月21日から平成20年5月20日まで）および当事業年度（平成20年5月21日から平成21年5月20日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1【連結財務諸表等】  
 (1)【連結財務諸表】  
 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年5月20日)	当連結会計年度 (平成21年5月20日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	19,594	11,191
受取手形及び売掛金	26,112	25,707
たな卸資産	10,055	-
商品及び製品	-	8,359
原材料及び貯蔵品	-	143
繰延税金資産	605	528
その他	2,248	2,187
貸倒引当金	67	54
流動資産合計	58,548	48,063
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,517	2,622
減価償却累計額	1,235	1,408
建物及び構築物(純額)	1,282	1,214
機械装置及び運搬具	2,727	2,736
減価償却累計額	290	467
機械装置及び運搬具(純額)	2,436	2,268
その他	2,867	2,985
減価償却累計額	1,772	2,015
その他(純額)	1,094	970
建設仮勘定	4	13
有形固定資産合計	4,818	4,466
無形固定資産		
ソフトウェア	6,537	5,718
ソフトウェア仮勘定	-	3,719
のれん	437	4,907
その他	710	27
無形固定資産合計	7,685	14,372
投資その他の資産		
投資有価証券	2	-
長期前払費用	-	847
差入保証金	-	2,396
繰延税金資産	470	3,825
その他	2,548	223
貸倒引当金	109	215
投資その他の資産合計	2,910	7,077
固定資産合計	15,415	25,916
資産合計	73,963	73,979

	前連結会計年度 (平成20年5月20日)	当連結会計年度 (平成21年5月20日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	22,283	21,190
短期借入金	-	71
1年内返済予定の長期借入金	-	2,400
未払金	3,558	3,025
ファクタリング未払金	11,995	12,852
未払法人税等	2,671	2,058
未払消費税等	196	377
販売促進引当金	526	437
返品調整引当金	35	23
その他	150	251
流動負債合計	41,417	42,688
固定負債		
長期借入金	-	13,600
退職給付引当金	668	864
賞与引当金	-	16
役員賞与引当金	-	6
その他	105	170
固定負債合計	773	14,657
負債合計	42,190	57,346
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,535	3,535
資本剰余金	6,015	6,015
利益剰余金	24,692	19,060
自己株式	2,651	12,190
株主資本合計	31,592	16,421
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	5	0
為替換算調整勘定	19	28
評価・換算差額等合計	13	29
新株予約権	193	241
純資産合計	31,772	16,633
負債純資産合計	73,963	73,979



## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)	当連結会計年度 (自 平成20年 5月21日 至 平成21年 5月20日)
売上高	189,686	190,469
売上原価	144,200	146,066
売上総利益	45,486	44,403
返品調整引当金戻入額	35	35
返品調整引当金繰入額	35	23
差引売上総利益	45,486	44,415
販売費及び一般管理費	35,757 <sub>1</sub>	36,175 <sub>1</sub>
営業利益	9,729	8,240
営業外収益		
受取利息	46	131
受取手数料	2	2
賃貸料収入	20	-
たな卸資産処分益	13	12
その他	11	9
営業外収益合計	95	155
営業外費用		
支払手数料	3	96
賃貸物件諸費用	2	-
為替差損	6	4
支払利息	-	47
その他	1	1
営業外費用合計	14	149
経常利益	9,810	8,246
特別利益		
新株予約権戻入益	-	12
特別利益合計	-	12
特別損失		
減損損失	42 <sub>4</sub>	-
原状回復費用	25	9
投資有価証券評価損	7	1
のれん償却	583	-
固定資産除却損	71 <sub>2</sub>	6 <sub>2</sub>
固定資産売却損	2 <sub>3</sub>	-
固定資産臨時償却費	-	178
解約違約金	-	87
その他	10	-
特別損失合計	743	283
税金等調整前当期純利益	9,066	7,975
法人税、住民税及び事業税	4,223	3,486
法人税等調整額	144	38
法人税等合計	4,079	3,447
当期純利益	4,987	4,528

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)	当連結会計年度 (自 平成20年 5月21日 至 平成21年 5月20日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	3,504	3,535
当期変動額		
新株の発行	30	-
当期変動額合計	30	-
当期末残高	3,535	3,535
<b>資本剰余金</b>		
前期末残高	5,985	6,015
当期変動額		
新株の発行	30	-
当期変動額合計	30	-
当期末残高	6,015	6,015
<b>利益剰余金</b>		
前期末残高	20,384	24,692
当期変動額		
剰余金の配当	679	849
当期純利益	4,987	4,528
自己株式の消却	-	9,310
当期変動額合計	4,308	5,632
当期末残高	24,692	19,060
<b>自己株式</b>		
前期末残高	2,650	2,651
当期変動額		
自己株式の取得	0	18,849
自己株式の消却	-	9,310
当期変動額合計	0	9,538
当期末残高	2,651	12,190
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	27,223	31,592
当期変動額		
新株の発行	61	-
剰余金の配当	679	849
当期純利益	4,987	4,528
自己株式の取得	0	18,849
当期変動額合計	4,368	15,171
当期末残高	31,592	16,421

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)	当連結会計年度 (自 平成20年 5月21日 至 平成21年 5月20日)
<b>評価・換算差額等</b>		
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	1	5
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3	6
当期変動額合計	3	6
当期末残高	5	0
為替換算調整勘定		
前期末残高	3	19
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15	9
当期変動額合計	15	9
当期末残高	19	28
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1	13
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12	15
当期変動額合計	12	15
当期末残高	13	29
新株予約権		
前期末残高	69	193
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	123	47
当期変動額合計	123	47
当期末残高	193	241
純資産合計		
前期末残高	27,291	31,772
当期変動額		
新株の発行	61	-
剰余金の配当	679	849
当期純利益	4,987	4,528
自己株式の取得	0	18,849
自己株式の消却	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	111	31
当期変動額合計	4,480	15,139
当期末残高	31,772	16,633

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)	当連結会計年度 (自 平成20年 5月21日 至 平成21年 5月20日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	9,066	7,975
減価償却費	688	670
ソフトウェア償却費	1,501	2,005
固定資産臨時償却費	-	178
長期前払費用償却額	123	81
のれん償却額	729	100
株式報酬費用	123	60
新株予約権戻入益	-	12
貸倒引当金の増減額（は減少）	141	92
販売促進引当金の増減額（は減少）	138	89
返品調整引当金の増減額（は減少）	0	12
賞与引当金の増減額（は減少）	-	16
役員賞与引当金の増減額（は減少）	-	6
退職給付引当金の増減額（は減少）	121	145
受取利息	46	131
減損損失	42	-
投資有価証券評価損益（は益）	7	1
固定資産除却損	71	6
固定資産売却損益（は益）	2	-
支払利息	-	47
売上債権の増減額（は増加）	1,691	495
たな卸資産の増減額（は増加）	1,229	1,553
未収入金の増減額（は増加）	60	93
仕入債務の増減額（は減少）	2,875	2,122
未払金の増減額（は減少）	398	168
ファクタリング未払金の増減額（は減少）	1,731	857
未払消費税等の増減額（は減少）	206	181
その他	21	78
小計	11,174	12,449
利息の受取額	46	131
利息の支払額	-	5
法人税等の支払額	3,559	4,068
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,660	8,507

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)	当連結会計年度 (自 平成20年 5月21日 至 平成21年 5月20日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	683	277
ソフトウェアの取得による支出	3,131	4,156
長期前払費用の取得による支出	144	562
差入保証金の差入による支出	224	310
差入保証金の回収による収入	29	11
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	2 7,974
その他	1	0
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>4,153</b>	<b>13,269</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	-	445
短期借入金の返済による支出	-	373
長期借入れによる収入	-	16,000
リース債務の返済による支出	-	2
株式の発行による収入	61	-
自己株式の取得による支出	0	18,849
配当金の支払額	679	849
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>618</b>	<b>3,629</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>20</b>	<b>10</b>
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,868	8,402
現金及び現金同等物の期首残高	16,725	19,594
現金及び現金同等物の期末残高	1 19,594	1 11,191

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自平成19年5月21日 至平成20年5月20日)	当連結会計年度 (自平成20年5月21日 至平成21年5月20日)
1 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 3社 連結子会社の名称 ASKUL e-Pro Service株式会社 ビジネススマート株式会社 愛速客楽(上海)貿易有限公司	連結子会社の数 4社 連結子会社の名称 Bizex株式会社 ビジネススマート株式会社 愛速客楽(上海)貿易有限公司 ソロエル株式会社 Bizex株式会社は、平成21年4月21日付けで株式を取得し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。 ソロエル株式会社は、当連結会計年度において、ASKUL e-Pro Service株式会社より名称変更したものであります。
2 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。	同左
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社のうち、愛速客楽(上海)貿易有限公司の決算日は12月31日であり、連結財務諸表作成にあたっては、3月31日現在の仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日までの間に生じた連結会社相互間の取引に係る重要な不一致については、必要な調整を行なっております。 なお、ASKUL e-Pro Service株式会社、ビジネススマート株式会社につきましては、連結決算日と一致しております。	連結子会社のうち、愛速客楽(上海)貿易有限公司の決算日は12月31日であり、連結財務諸表作成にあたっては、3月31日現在の仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日までの間に生じた連結会社相互間の取引に係る重要な不一致については、必要な調整を行なっております。 なお、その他の連結子会社につきましては、連結決算日と一致しております。
4 会計処理基準に関する事項 (1)重要な資産の評価基準および評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 デリバティブ等の評価基準および評価方法 時価法 たな卸資産 (a) 商品 移動平均法による原価法 (b) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法	有価証券 その他有価証券 時価のないもの 同左 デリバティブ等の評価基準および評価方法 同左 たな卸資産 (a) 商品及び製品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) (b) 原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) (会計方針の変更) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用 たな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、主として移動

項目	前連結会計年度 (自平成19年5月21日 至平成20年5月20日)	当連結会計年度 (自平成20年5月21日 至平成21年5月20日)
(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産            定率法            ただし、建物（附属設備を除く）、大阪DMCの全ての有形固定資産および仙台DMCの機械装置については、定額法を採用しております。            なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 3～22年            機械装置及び運搬具 4～15年            その他 2～22年</p> <p>（減価償却方法の変更）            改正法人税法に定める償却方法に対応した固定資産管理システムの構築が、当連結会計年度に完了したことから、当連結会計年度開始日以降に事業供与した有形固定資産については、改正法人税法に定める償却方法により減価償却費を計上しております。            なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>（追加情報）            法人税法の改正に伴い、当連結会計年度から、平成19年5月20日以前に事業供与した有形固定資産のうち償却可能限度額までの償却が終了しているものについては、残存簿価を5年間で均等償却しております。            なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産            定額法            なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>	<p>平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。            これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が178百万円それぞれ減少しております。            有形固定資産（リース資産を除く）            定率法            ただし、建物（附属設備を除く）、大阪DMCの全ての有形固定資産および仙台DMCの機械装置については、定額法を採用しております。            なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 3～22年            機械装置及び運搬具 5～15年            その他 2～22年</p> <p>（追加情報）            平成20年度の法人税法の改正に伴い、機械装置の耐用年数の見直しを実施し、当連結会計年度より、機械装置の耐用年数の見積もりの変更を実施いたしました。            なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産（リース資産を除く）            定額法            なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)	当連結会計年度 (自 平成20年 5月21日 至 平成21年 5月20日)
(3)重要な引当金の計上基準	<p>長期前払費用                      定額法                      貸倒引当金                      売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>販売促進引当金                      エンドユーザーの購入実績に応じて発生する販売促進費の支出に備えるため、過去の実績を基礎として当連結会計年度の売上に対応する発生見込額を計上しております。</p> <p>返品調整引当金                      エンドユーザーからの期末日以後の返品損失に備えるため、過去の実績を基礎として算出した売上総利益相当額および返品された商品の減価相当額をあわせて計上しております。</p> <p>退職給付引当金                      従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、各連結会計年度の発生時における就業形態選択権付従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>新たな基幹システムへの移行が確定していることから、除却予定の既存の基幹システムについては、今後の使用期間を考慮し、使用予定期間の通常の減価償却費相当額を控除した178百万円を固定資産臨時償却費として特別損失に計上しております。</p> <p>リース資産                      リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年5月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>長期前払費用                      同左</p> <p>貸倒引当金                      同左</p> <p>販売促進引当金                      同左</p> <p>返品調整引当金                      同左</p> <p>退職給付引当金                      同左</p>



項目	前連結会計年度 (自平成19年5月21日 至平成20年5月20日)	当連結会計年度 (自平成20年5月21日 至平成21年5月20日)
	<p>数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	<p>賞与引当金          従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。当社は株価連動型賞与を導入しており、賞与の支給額は当社の株価に連動して算定されるため、付与日から支給日までの間の各決算日時点における公正価値をオプション評価モデル（ブラック・ショールズモデル）を用いて算定し、権利確定期間の期日到来割合を乗じた金額を引当金として計上しております。なお、市場条件以外の業績条件は反映しておりません。</p> <p>役員賞与引当金          取締役に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。当社は株価連動型賞与を導入しており、賞与の支給額は当社の株価に連動して算定されるため、付与日から支給日までの間の各決算日時点における公正価値をオプション評価モデル（ブラック・ショールズモデル）を用いて算定し、権利確定期間の期日到来割合を乗じた金額を引当金として計上しております。なお、市場条件以外の業績条件は反映しておりません。</p>
(4)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	<p>在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。</p>	<p>同左</p>
(5)重要なリース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	
(6)重要なヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法          原則として繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象          ヘッジ手段・・・為替予約          ヘッジ対象・・・外貨建仕入債務および外貨建予定取引</p>	<p>ヘッジ会計の方法          同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象          同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)	当連結会計年度 (自 平成20年 5月21日 至 平成21年 5月20日)
(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	<p>ヘッジ方針            為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の輸入見込額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っていません。</p> <p>ヘッジ有効性の評価の方法            ヘッジ対象の為替リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>消費税等の会計処理            税抜方式によっております。</p>	<p>ヘッジ方針            同左</p> <p>ヘッジ有効性の評価の方法            同左</p> <p>消費税等の会計処理            同左</p>
5 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項	<p>連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p>	<p>同左</p>
6 のれんの償却に関する事項	<p>のれんは、10年で均等償却しております。</p>	<p>同左</p>
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>同左</p>

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)	当連結会計年度 (自 平成20年 5月21日 至 平成21年 5月20日)
	<p>(1) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用            当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年 5月17日)を適用しております。            これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 「リース取引に関する会計基準」等の適用            所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成 5年 6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年 3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成 6年 1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年 3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。            なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。            これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(3) 「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)の適用            「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年 7月31日)が平成21年 3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。            数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。            また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年5月21日 至 平成20年5月20日)	当連結会計年度 (自 平成20年5月21日 至 平成21年5月20日)
	<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>(1)「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度まで、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度より「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ9,846百万円、209百万円であります。</p> <p>(2)前連結会計年度まで無形固定資産「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア仮勘定」は、当連結会計年度において、資産の総額の100分の5を超えたため、区分掲記しております。なお、前連結会計年度においては、無形固定資産「その他」に682百万円含まれております。</p> <p>(3)前連結会計年度まで区分掲記しておりました投資その他の資産「投資有価証券」は、重要性が乏しいため、投資その他の資産「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度においては、投資その他の資産「その他」に0百万円含まれております。</p> <p>(4)前連結会計年度まで投資その他の資産「その他」に含めて表示しておりました「長期前払費用」は、当連結会計年度において重要性が増したため、区分掲記しております。なお、前連結会計年度においては、投資その他の資産「その他」に127百万円含まれております。</p> <p>(5)前連結会計年度まで投資その他の資産「その他」に含めて表示しておりました「差入保証金」は、当連結会計年度において重要性が増したため、区分掲記しております。なお、前連結会計年度においては、投資その他の資産「その他」に2,060百万円含まれております。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年5月20日)	当連結会計年度 (平成21年5月20日)		
	(追加情報) 賞与引当金、役員賞与引当金の概要 当社が採用しております株価連動型賞与は、当社取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役の当社業績向上に対する意欲や士気を高め、将来の会社の成長を共有することを目的に付与する株価連動型のインセンティブ報酬です。当該報酬は、株価連動型賞与1個当たりの価格(2,364円)と、一定期間後の1株当たりの市場株価との差額を、以下の権利確定条件を満たした場合に自動的に賞与として支払いを行うものです。 (1) 株価連動型賞与に係る当連結会計年度における費用計上額および科目 賞与引当金繰入額(販売費及び一般管理費) 22百万円 (2) 株価連動型賞与の内容、規模		
	第1回	第2回	第3回
付与対象者	43名	43名	43名
付与個数	147,000個	147,000個	147,200個
付与日	平成20年9月	平成20年9月	平成20年9月
対象勤務期間	平成20年9月～平成22年5月	平成20年9月～平成23年5月	平成20年9月～平成24年5月
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
	(注) 1 対象勤務期間最終年度の第3四半期決算発表の翌日の株価終値が、1個当たりの価格(2,364円)を上回った場合に、当該差額を個々に付与した個数に乗じて支払います。 2 従業員および取締役への決算賞与等を支払った上で、公表する連結ベースの経常利益かつ当期純利益を上回る原資を確保できる場合に支払います。 3 各期毎に支払うべき全賞与個数分を支払うと原資が足りない場合には、支払い可能な原資に応じて一律に個数を減らして支払います。ただし、賞与の支払いができない場合は残余の個数を次回以降の個数に付加しますが、最終年度(平成24年5月期)においては残余の個数については失効します。 (3) 当連結会計年度中に受領したサービスの対価としての公正価値の算定方法 株価連動型賞与の公正な評価単価はブラック・ショールズモデルにより算定しております。 公正な評価単価および使用した主な基礎数値および見積方法		

前連結会計年度 (平成20年5月20日)	当連結会計年度 (平成21年5月20日)			
	満期日	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
	公正な評価単価	122円	221円	265円
	株価変動性	67.69%	61.28%	55.24%
	期間	0.84年	1.83年	2.84年
	予想配当	30円/株	30円/株	30円/株
	無リスク利率	0.25%	0.37%	0.50%
	<p>(注) 1 公正な評価単価は、当連結会計年度末日における評価額となっております。</p> <p>2 公正価値測定日であります当連結会計年度末日からオプションの期間に対応した期間分遡った株価実績に基づき算定しております。</p> <p>3 対象となる株価連動型賞与の満期日までの期間、</p> <p>4 平成21年5月期の配当予定によっております。</p> <p>5 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。</p> <p>(4)権利確定数の見積方法                      過去の退職による失効率を参考に、権利不確定による失効数を見積り算定しております。</p>			

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年5月21日 至平成20年5月20日)		当連結会計年度 (自平成20年5月21日 至平成21年5月20日)	
1 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。		1 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。	
配送運賃	6,825百万円	配送運賃	6,922百万円
販売促進引当金繰入額	526	販売促進引当金繰入額	437
業務委託費	8,454	業務委託費	8,340
業務外注費	3,349	業務外注費	3,131
退職給付費用	154	退職給付費用	179
地代家賃	4,317	地代家賃	4,443
2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。		2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	
建物及び構築物	3百万円	建物及び構築物	0百万円
有形固定資産「その他」	29	有形固定資産「その他」	5
ソフトウェア	19	ソフトウェア	0
無形固定資産「その他」	18		
3 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。		3	
有形固定資産「その他」	2百万円		
4 減損損失の内訳は次のとおりであります。		4	
場所	用途	種類	減損損失
東京都 江東区	個人向け ECサイト	有形固定資産 「その他」 ソフトウェア	42百万円
<p>当社グループは、物流センターごとに資産をグルーピングしており、本社設備等のその他の資産については共用資産としております。上記資産は、新個人向けECサイトの導入に伴い、今後の利用見込がなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（42百万円）を減損損失として計上いたしました。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額を使用しております。</p> <p>減損損失の内訳は次のとおりであります。</p> <p>有形固定資産「その他」 0百万円 ソフトウェア 41百万円</p>			

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度  
(自平成19年5月21日至平成20年5月20日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1	43,650,000	39,400	-	43,689,400
合計	43,650,000	39,400	-	43,689,400
自己株式				
普通株式(注)2	1,200,202	317	-	1,200,519
合計	1,200,202	317	-	1,200,519

(注)1 発行済株式の当連結会計年度増加株式数は、新株予約権の行使による増加39,400株であります。

2 自己株式の当連結会計年度増加株式数の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加が317株であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結 会計年度末 残高 (百万円)
		前連結 会計 年度末	当連結 会計 年度 増加	当連結 会計 年度 減少	当連結 会計 年度末	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	193

3 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成19年8月8日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	679百万円
(2) 1株当たり配当額	16円
(3) 基準日	平成19年5月20日
(4) 効力発生日	平成19年8月9日

4 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成20年8月5日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	849百万円
(2) 配当の原資	利益剰余金
(3) 1株当たり配当額	20円
(4) 基準日	平成20年5月20日
(5) 効力発生日	平成20年8月6日



当連結会計年度  
(自平成20年5月21日 至 平成21年5月20日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1	43,689,400	-	5,500,000	38,189,400
合計	43,689,400	-	5,500,000	38,189,400
自己株式				
普通株式(注)2,3	1,200,519	11,500,337	5,500,000	7,200,856
合計	1,200,519	11,500,337	5,500,000	7,200,856

(注)1 発行済株式の当連結会計年度減少株式数は、自己株式の消却による減少5,500,000株であります。

2 自己株式の当連結会計年度増加株式数は、自己株式の買取による増加11,500,000株、単元未満株式の買取による増加337株であります。

3 自己株式の当連結会計年度減少株式数は、自己株式の消却による減少が5,500,000株であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
		前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	241

3 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成20年8月5日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	849百万円
(2) 1株当たり配当額	20円
(3) 基準日	平成20年5月20日
(4) 効力発生日	平成20年8月6日

4 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成21年8月5日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	929百万円
(2) 配当の原資	利益剰余金
(3) 1株当たり配当額	30円
(4) 基準日	平成21年5月20日
(5) 効力発生日	平成21年8月6日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年5月21日 至 平成20年5月20日)	当連結会計年度 (自 平成20年5月21日 至 平成21年5月20日)																								
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年5月20日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">19,594百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 3px double black;">19,594</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	19,594百万円	現金及び現金同等物	19,594	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年5月20日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">11,191百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 3px double black;">11,191</td> </tr> </table> <p>2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産および負債の主な内訳          株式の取得により新たにBizex株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産および負債の内訳ならびにBizex株式会社の取得価額とBizex株式会社取得のための支出(純額)との関係は以下のとおりであります。 (百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">1,256</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">3,377</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">4,525</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">1,104</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">50</td> </tr> <tr> <td>Bizex株式会社の株式の取得価額</td> <td style="text-align: right;">8,004</td> </tr> <tr> <td>Bizex株式会社の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">30</td> </tr> <tr> <td>差引: Bizex株式取得のための支出</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 3px double black;">7,974</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	11,191百万円	現金及び現金同等物	11,191	流動資産	1,256	固定資産	3,377	のれん	4,525	流動負債	1,104	固定負債	50	Bizex株式会社の株式の取得価額	8,004	Bizex株式会社の現金及び現金同等物	30	差引: Bizex株式取得のための支出	7,974
現金及び預金勘定	19,594百万円																								
現金及び現金同等物	19,594																								
現金及び預金勘定	11,191百万円																								
現金及び現金同等物	11,191																								
流動資産	1,256																								
固定資産	3,377																								
のれん	4,525																								
流動負債	1,104																								
固定負債	50																								
Bizex株式会社の株式の取得価額	8,004																								
Bizex株式会社の現金及び現金同等物	30																								
差引: Bizex株式取得のための支出	7,974																								

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成19年5月21日 至平成20年5月20日)				当連結会計年度 (自平成20年5月21日 至平成21年5月20日)					
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引 (借主側) 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額お よび期末残高相当額				1 ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 その他(工具、器具及び備品)であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却費の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4. 会計処理基準に関する事項(2)重要な減価償却 資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。					
	取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末 残高 相当額 (百万円)		取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末 残高 相当額 (百万円)		
機械装置 及び運搬具	2,252	1,897	355	機械装置 及び運搬具	1,909	1,709	200		
有形固定資産 「その他」	304	149	154	有形固定資産「そ の他」	277	169	107		
ソフトウェア	81	44	37	ソフトウェア	81	55	25		
合計	2,638	2,091	546	合計	2,268	1,935	333		
2 未経過リース料期末残高相当額				(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額お よび期末残高相当額					
1年内				295百万円					
1年超				284					
合計				580					
3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費 相当額、支払利息相当額				(2)未経過リース料期末残高相当額					
支払リース料				433百万円					
リース資産減損勘定の取崩額				31					
減価償却費相当額				405					
支払利息相当額				17					
4 減価償却費相当額の算定方法				(3)支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額					
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 によっております。				支払リース料				307百万円	
5 利息相当額の算定方法				減価償却費相当額				288	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を 利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法に よっております。				支払利息相当額				8	
				(4)減価償却費相当額の算定方法					
				リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっております。					
				(5)利息相当額の算定方法					
				リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差 額を利息相当額とし、各期への配分方法については、 利息法によっております。					
				2 オペレーティング・リース取引					
				オペレーティング・リース取引のうち解約不要のもの に係る未経過リース料					
				1年内				3,134百万円	
				1年超				18,664	
				合計				21,799	

(有価証券関係)

1 時価評価されていない主な有価証券の内容

内容	前連結会計年度(平成20年5月20日)	当連結会計年度(平成21年5月20日)
	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 非上場株式	2	0

(注) 前連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式について7百万円の減損処理を行っております。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式について1百万円の減損処理を行っております。なお、当該株式の減損にあたっては、株式の実質価額が取得原価まで回復する可能性があるものと認められる場合を除き、株式の実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合に減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自平成19年5月21日 至平成20年5月20日)	当連結会計年度 (自平成20年5月21日 至平成21年5月20日)
<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1)取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>(2)取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、為替相場変動に伴うリスク軽減を目的に、将来の輸入見込額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。</p> <p>(3)取引の利用目的 デリバティブ取引は、外貨建金銭債務の為替変動リスクを軽減し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。 ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段・・・為替予約  ヘッジ対象・・・外貨建仕入債務 および外貨建予定取引  ヘッジ方針 為替相場変動に伴うリスク軽減を目的に、将来の輸入見込額等に基づき、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。 ヘッジ有効性の評価の方法 ヘッジ対象の為替リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>(4)取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、取引相手は高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。</p>	<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1)取引の内容 同左</p> <p>(2)取引に対する取組方針 同左</p> <p>(3)取引の利用目的 同左  ヘッジ会計の方法 同左 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左 ヘッジ方針 同左  ヘッジ有効性の評価の方法 同左</p> <p>(4)取引に係るリスクの内容 同左</p>

前連結会計年度 (自平成19年5月21日 至平成20年5月20日)	当連結会計年度 (自平成20年5月21日 至平成21年5月20日)
<p>(5)取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内ルールに従い、財務担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 該当事項はありません。 なお、為替予約取引を行っておりますが、ヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。</p>	<p>(5)取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 同左</p>

(退職給付関係)

前連結会計年度 (平成20年5月20日)	当連結会計年度 (平成21年5月20日)																																																																				
<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社グループは、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 (平成20年5月20日現在)</p> <table> <tr> <td>(1)退職給付債務</td> <td>671百万円</td> </tr> <tr> <td>(2)年金資産</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(3)未積立退職給付債務(1) + (2)</td> <td>671</td> </tr> <tr> <td>(4)未認識数理計算上の差異</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(5)未認識過去勤務債務</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(6)退職給付引当金(3) + (4) + (5)</td> <td>668</td> </tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項 (自平成19年5月21日 至 平成20年5月20日)</p> <table> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>154百万円</td> </tr> <tr> <td>(1)勤務費用</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>(2)利息費用</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>(3)期待運用収益</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(4)過去勤務債務の費用処理額</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(5)数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table> <tr> <td>(1)退職給付見込額の期間配分方法</td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(2)割引率</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>(3)期待運用収益率</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(4)数理計算上の差異の処理年数</td> <td>5年</td> </tr> </table> <p>各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <table> <tr> <td>(5)過去勤務債務の処理年数</td> <td>3年</td> </tr> </table> <p>各連結会計年度の発生時における就業形態選択権付従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	(1)退職給付債務	671百万円	(2)年金資産	-	(3)未積立退職給付債務(1) + (2)	671	(4)未認識数理計算上の差異	2	(5)未認識過去勤務債務	1	(6)退職給付引当金(3) + (4) + (5)	668	退職給付費用	154百万円	(1)勤務費用	144	(2)利息費用	8	(3)期待運用収益	-	(4)過去勤務債務の費用処理額	1	(5)数理計算上の差異の費用処理額	0	(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2)割引率	1.5%	(3)期待運用収益率	-	(4)数理計算上の差異の処理年数	5年	(5)過去勤務債務の処理年数	3年	<p>1 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 (平成21年5月20日現在)</p> <table> <tr> <td>(1)退職給付債務</td> <td>852百万円</td> </tr> <tr> <td>(2)年金資産</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(3)未積立退職給付債務(1) + (2)</td> <td>852</td> </tr> <tr> <td>(4)未認識数理計算上の差異</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>(5)未認識過去勤務債務</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(6)退職給付引当金(3) + (4) + (5)</td> <td>864</td> </tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項 (自平成20年5月21日 至 平成21年5月20日)</p> <table> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>180百万円</td> </tr> <tr> <td>(1)勤務費用</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>(2)利息費用</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>(3)期待運用収益</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(4)過去勤務債務の費用処理額</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(5)数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table> <tr> <td>(1)退職給付見込額の期間配分方法</td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(2)割引率</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>(3)期待運用収益率</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(4)数理計算上の差異の処理年数</td> <td>5年</td> </tr> </table> <p>同左</p> <table> <tr> <td>(5)過去勤務債務の処理年数</td> <td>3年</td> </tr> </table> <p>同左</p>	(1)退職給付債務	852百万円	(2)年金資産	-	(3)未積立退職給付債務(1) + (2)	852	(4)未認識数理計算上の差異	12	(5)未認識過去勤務債務	-	(6)退職給付引当金(3) + (4) + (5)	864	退職給付費用	180百万円	(1)勤務費用	168	(2)利息費用	10	(3)期待運用収益	-	(4)過去勤務債務の費用処理額	1	(5)数理計算上の差異の費用処理額	0	(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2)割引率	1.5%	(3)期待運用収益率	-	(4)数理計算上の差異の処理年数	5年	(5)過去勤務債務の処理年数	3年
(1)退職給付債務	671百万円																																																																				
(2)年金資産	-																																																																				
(3)未積立退職給付債務(1) + (2)	671																																																																				
(4)未認識数理計算上の差異	2																																																																				
(5)未認識過去勤務債務	1																																																																				
(6)退職給付引当金(3) + (4) + (5)	668																																																																				
退職給付費用	154百万円																																																																				
(1)勤務費用	144																																																																				
(2)利息費用	8																																																																				
(3)期待運用収益	-																																																																				
(4)過去勤務債務の費用処理額	1																																																																				
(5)数理計算上の差異の費用処理額	0																																																																				
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																				
(2)割引率	1.5%																																																																				
(3)期待運用収益率	-																																																																				
(4)数理計算上の差異の処理年数	5年																																																																				
(5)過去勤務債務の処理年数	3年																																																																				
(1)退職給付債務	852百万円																																																																				
(2)年金資産	-																																																																				
(3)未積立退職給付債務(1) + (2)	852																																																																				
(4)未認識数理計算上の差異	12																																																																				
(5)未認識過去勤務債務	-																																																																				
(6)退職給付引当金(3) + (4) + (5)	864																																																																				
退職給付費用	180百万円																																																																				
(1)勤務費用	168																																																																				
(2)利息費用	10																																																																				
(3)期待運用収益	-																																																																				
(4)過去勤務債務の費用処理額	1																																																																				
(5)数理計算上の差異の費用処理額	0																																																																				
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																				
(2)割引率	1.5%																																																																				
(3)期待運用収益率	-																																																																				
(4)数理計算上の差異の処理年数	5年																																																																				
(5)過去勤務債務の処理年数	3年																																																																				

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成19年5月21日至平成20年5月20日)

1 スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額および科目名

株式報酬費用(販売費及び一般管理費) 123百万円

2 スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成13年5月期	平成15年5月期	平成15年5月期	平成16年5月期
付与対象者の区分別人数	取締役 5名 使用人 49名 子会社取締役 - 名	取締役 8名 使用人 30名 子会社取締役 - 名	取締役 - 名 使用人 6名 子会社取締役 - 名	取締役 7名 使用人 33名 子会社取締役 - 名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 277,000株	普通株式 220,000株	普通株式 20,000株	普通株式 240,000株
付与日	平成12年8月3日	平成14年11月6日	平成15年2月21日	平成15年12月18日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	平成12年8月3日 平成14年8月3日	平成14年11月6日 平成16年8月8日	平成15年2月21日 平成16年8月8日	平成15年12月18日 平成17年8月8日
権利行使期間	平成14年8月4日 平成22年7月31日	平成16年8月9日 平成21年7月31日	平成16年8月9日 平成21年7月31日	平成17年8月9日 平成22年7月31日
権利行使条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3	(注) 3

	平成17年5月期	平成18年5月期	平成18年5月期	平成19年5月期
付与対象者の区分別人数	取締役 8名 使用人 38名 子会社取締役 - 名	取締役 6名 使用人 45名 子会社取締役 - 名	取締役 - 名 使用人 10名 子会社取締役 - 名	取締役 6名 使用人 38名 子会社取締役 1名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 240,000株	普通株式 223,000株	普通株式 34,000株	普通株式 456,000株
付与日	平成16年10月6日	平成17年9月15日	平成18年4月26日	平成18年10月27日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	平成16年10月6日 平成18年8月6日	平成17年9月15日 平成19年8月5日	平成18年4月26日 平成19年8月5日	平成18年10月27日 平成20年10月11日
権利行使期間	平成18年8月7日 平成23年7月31日	平成19年8月6日 平成24年7月31日	平成19年8月6日 平成24年7月31日	平成20年10月12日 平成23年10月11日
権利行使条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3	(注) 3

	平成19年5月期
付与対象者の区分別人数	取締役 - 名 使用人 3名 子会社取締役 - 名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 24,000株
付与日	平成19年2月23日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	平成19年2月23日 平成21年2月7日
権利行使期間	平成21年2月8日 平成24年2月7日
権利行使条件	(注) 3

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 付与日以降、権利確定日(各権利行使期間の初日)まで継続して、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。

3 権利行使の条件は以下のとおりです。

新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。

上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。

その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成13年5月期	平成15年5月期	平成15年5月期	平成16年5月期	平成17年5月期
付与日	平成12年8月3日	平成14年11月6日	平成15年2月21日	平成15年12月18日	平成16年10月6日
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末残	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末残	8,200	225,400	2,000	387,600	438,000
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	3,000	32,000	-	4,400	-
失効	-	10,000	-	22,000	26,000
未行使残	5,200	183,400	2,000	361,200	412,000

	平成18年5月期	平成18年5月期	平成19年5月期	平成19年5月期
付与日	平成17年9月15日	平成18年4月26日	平成18年10月27日	平成19年2月23日
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末残	416,000	32,000	450,000	24,000
付与	-	-	-	-
失効	4,000	-	38,000	-
権利確定	412,000	32,000	-	-
未確定残	-	-	412,000	24,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末残	-	-	-	-
権利確定	412,000	32,000	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	18,000	4,000	-	-
未行使残	394,000	28,000	-	-



単価情報

	平成13年5月期	平成15年5月期	平成15年5月期	平成16年5月期	平成17年5月期
付与日	平成12年8月3日	平成14年11月6日	平成15年2月21日	平成15年12月18日	平成16年10月6日
権利行使価格（円）	32	1,545	1,761	2,701	3,559
権利行使時の平均株価（円）	2,678	2,410	-	2,660	-
公正な評価単価（付与日）（円）	-	-	-	-	-

	平成18年5月期	平成18年5月期	平成19年5月期	平成19年5月期
付与日	平成17年9月15日	平成18年4月26日	平成18年10月27日	平成19年2月23日
権利行使価格（円）	3,530	3,324	2,333	2,535
権利行使時の平均株価（円）	-	-	-	-
公正な評価単価（付与日）（円）	-	-	593	679

(3)ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

過去の退職による失効率を参考に、権利不確定による失効数を見積り算定しております。

当連結会計年度（自 平成20年 5月21日 至 平成21年 5月20日）

1 ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額および科目名

株式報酬費用（販売費及び一般管理費） 60百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益（特別利益） 12百万円

3 ストック・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成13年 5月期	平成15年 5月期	平成15年 5月期	平成16年 5月期
付与対象者の区分別人数	取締役 5名 使用人 49名 子会社取締役 - 名	取締役 8名 使用人 30名 子会社取締役 - 名	取締役 - 名 使用人 6名 子会社取締役 - 名	取締役 7名 使用人 33名 子会社取締役 - 名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 277,000株	普通株式 220,000株	普通株式 20,000株	普通株式 240,000株
付与日	平成12年 8月 3日	平成14年11月 6日	平成15年 2月21日	平成15年12月18日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	平成12年 8月 3日 平成14年 8月 3日	平成14年11月 6日 平成16年 8月 8日	平成15年 2月21日 平成16年 8月 8日	平成15年12月18日 平成17年 8月 8日
権利行使期間	平成14年 8月 4日 平成22年 7月31日	平成16年 8月 9日 平成21年 7月31日	平成16年 8月 9日 平成21年 7月31日	平成17年 8月 9日 平成22年 7月31日
権利行使条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3	(注) 3
	平成17年 5月期	平成18年 5月期	平成18年 5月期	平成19年 5月期
付与対象者の区分別人数	取締役 8名 使用人 38名 子会社取締役 - 名	取締役 6名 使用人 45名 子会社取締役 - 名	取締役 - 名 使用人 10名 子会社取締役 - 名	取締役 6名 使用人 38名 子会社取締役 1名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 240,000株	普通株式 223,000株	普通株式 34,000株	普通株式 456,000株
付与日	平成16年10月 6日	平成17年 9月15日	平成18年 4月26日	平成18年10月27日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	平成16年10月 6日 平成18年 8月 6日	平成17年 9月15日 平成19年 8月 5日	平成18年 4月26日 平成19年 8月 5日	平成18年10月27日 平成20年10月11日
権利行使期間	平成18年 8月 7日 平成23年 7月31日	平成19年 8月 6日 平成24年 7月31日	平成19年 8月 6日 平成24年 7月31日	平成20年10月12日 平成23年10月11日
権利行使条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3	(注) 3

	平成19年5月期	平成21年5月期
付与対象者の区分別人数	取締役 - 名 使用人 3名 子会社取締役 - 名	取締役 5名 使用人 98名 子会社取締役 - 名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 24,000株	普通株式 480,000株
付与日	平成19年2月23日	平成21年4月24日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	平成19年2月23日 平成21年2月7日	平成21年4月24日 平成23年4月8日
権利行使期間	平成21年2月8日 平成24年2月7日	平成23年4月9日 平成26年4月8日
権利行使条件	(注) 3	(注) 3

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

- 2 付与日以降、権利確定日（各権利行使期間の初日）まで継続して、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。
- 3 権利行使の条件は以下のとおりです。

新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。

上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。

その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成13年5月期	平成15年5月期	平成15年5月期	平成16年5月期	平成17年5月期
付与日	平成12年8月3日	平成14年11月6日	平成15年2月21日	平成15年12月18日	平成16年10月6日
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末残	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末残	5,200	183,400	2,000	361,200	412,000
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	2,000	6,000
未行使残	5,200	183,400	2,000	359,200	406,000
	平成18年5月期	平成18年5月期	平成19年5月期	平成19年5月期	平成21年5月期
付与日	平成17年9月15日	平成18年4月26日	平成18年10月27日	平成19年2月23日	平成21年4月24日
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末残	-	-	412,000	24,000	-
付与	-	-	-	-	480,000
失効	-	-	24,000	-	-
権利確定	-	-	388,000	24,000	-
未確定残	-	-	-	-	480,000
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末残	394,000	28,000	-	-	-
権利確定	-	-	388,000	24,000	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	15,000	10,000	21,000	-	-
未行使残	379,000	18,000	367,000	24,000	-

単価情報

	平成13年5月期	平成15年5月期	平成15年5月期	平成16年5月期	平成17年5月期
付与日	平成12年8月3日	平成14年11月6日	平成15年2月21日	平成15年12月18日	平成16年10月6日
権利行使価格 (円)	32	1,545	1,761	2,701	3,559
権利行使時の平均株価 (円)	-	-	-	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	-	-	-	-	-

	平成18年5月期	平成18年5月期	平成19年5月期	平成19年5月期	平成21年5月期
付与日	平成17年9月15日	平成18年4月26日	平成18年10月27日	平成19年2月23日	平成21年4月24日
権利行使価格 (円)	3,530	3,324	2,333	2,535	1,546
権利行使時の平均株価 (円)	-	-	-	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	-	-	593	679	409

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成21年4月8日
株価変動性 (注) 1	52.97%
予想残存期間 (注) 2	3.43年
予想配当 (注) 3	30円/株
無リスク利率(注) 4	0.60%

(注) 1. 付与日より予想残存期間に対応した期間分遡った株価実績に基づき算定しております。

2. 過去のストック・オプションの行使状況から権利行使開始日から権利行使までの期間の平均値を見積もっております。

3. 平成21年5月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過去の退職による失効率を参考に、権利不確定による失効数を見積り算定しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年5月20日)	当連結会計年度 (平成21年5月20日)																																																																														
<p>1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>商品評価損</td><td style="text-align: right;">43百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">202</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">52</td></tr> <tr><td>販売促進引当金</td><td style="text-align: right;">214</td></tr> <tr><td>返品調整引当金</td><td style="text-align: right;">14</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">8</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">72</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">607</td></tr> </table> <p>固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">271百万円</td></tr> <tr><td>原状回復費否認</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">46</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">41</td></tr> <tr><td>子会社繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">57</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">58</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">527</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">57</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">470</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <p>流動負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延ヘッジ利益</td><td style="text-align: right;">2百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2</td></tr> </table> <p>繰延税金資産(流動)の純額 <span style="float: right;">605百万円</span></p> <p>繰延税金資産(固定)の純額 <span style="float: right;">470</span></p>	商品評価損	43百万円	未払事業税	202	未払事業所税	52	販売促進引当金	214	返品調整引当金	14	貸倒引当金	8	その他	72	合計	607	退職給付引当金	271百万円	原状回復費否認	50	ソフトウェア	46	貸倒引当金	41	子会社繰越欠損金	57	その他	58	小計	527	評価性引当額	57	合計	470	繰延ヘッジ利益	2百万円	合計	2	<p>1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>商品評価損</td><td style="text-align: right;">44百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">165</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">56</td></tr> <tr><td>販売促進引当金</td><td style="text-align: right;">178</td></tr> <tr><td>返品調整引当金</td><td style="text-align: right;">9</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">76</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">528</td></tr> </table> <p>固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">331百万円</td></tr> <tr><td>原状回復費否認</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">33</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">61</td></tr> <tr><td>固定資産臨時償却費</td><td style="text-align: right;">73</td></tr> <tr><td>子会社繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">286</td></tr> <tr><td>資産調整勘定</td><td style="text-align: right;">3,178</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">62</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,077</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">253</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">3,825</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <p>流動負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延ヘッジ利益</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0</td></tr> </table> <p>繰延税金資産(流動)の純額 <span style="float: right;">528百万円</span></p> <p>繰延税金資産(固定)の純額 <span style="float: right;">3,825</span></p>	商品評価損	44百万円	未払事業税	165	未払事業所税	56	販売促進引当金	178	返品調整引当金	9	その他	76	合計	528	退職給付引当金	331百万円	原状回復費否認	50	ソフトウェア	33	貸倒引当金	61	固定資産臨時償却費	73	子会社繰越欠損金	286	資産調整勘定	3,178	その他	62	小計	4,077	評価性引当額	253	合計	3,825	繰延ヘッジ利益	0百万円	合計	0
商品評価損	43百万円																																																																														
未払事業税	202																																																																														
未払事業所税	52																																																																														
販売促進引当金	214																																																																														
返品調整引当金	14																																																																														
貸倒引当金	8																																																																														
その他	72																																																																														
合計	607																																																																														
退職給付引当金	271百万円																																																																														
原状回復費否認	50																																																																														
ソフトウェア	46																																																																														
貸倒引当金	41																																																																														
子会社繰越欠損金	57																																																																														
その他	58																																																																														
小計	527																																																																														
評価性引当額	57																																																																														
合計	470																																																																														
繰延ヘッジ利益	2百万円																																																																														
合計	2																																																																														
商品評価損	44百万円																																																																														
未払事業税	165																																																																														
未払事業所税	56																																																																														
販売促進引当金	178																																																																														
返品調整引当金	9																																																																														
その他	76																																																																														
合計	528																																																																														
退職給付引当金	331百万円																																																																														
原状回復費否認	50																																																																														
ソフトウェア	33																																																																														
貸倒引当金	61																																																																														
固定資産臨時償却費	73																																																																														
子会社繰越欠損金	286																																																																														
資産調整勘定	3,178																																																																														
その他	62																																																																														
小計	4,077																																																																														
評価性引当額	253																																																																														
合計	3,825																																																																														
繰延ヘッジ利益	0百万円																																																																														
合計	0																																																																														
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>同族会社の留保金課税</td><td style="text-align: right;">4.25%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に 算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.18%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.18%</td></tr> <tr><td>情報基盤強化税制による減税</td><td style="text-align: right;">2.68%</td></tr> <tr><td>のれん償却</td><td style="text-align: right;">3.27%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.90%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">44.99%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		同族会社の留保金課税	4.25%	交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.18%	住民税均等割	0.18%	情報基盤強化税制による減税	2.68%	のれん償却	3.27%	その他	0.90%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.99%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に 算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.14%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.21%</td></tr> <tr><td>情報基盤強化税制による減税</td><td style="text-align: right;">0.96%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">2.51%</td></tr> <tr><td>のれん償却</td><td style="text-align: right;">0.51%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.12%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43.22%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.14%	住民税均等割	0.21%	情報基盤強化税制による減税	0.96%	評価性引当額	2.51%	のれん償却	0.51%	その他	0.12%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.22%																																										
法定実効税率	40.69%																																																																														
(調整)																																																																															
同族会社の留保金課税	4.25%																																																																														
交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.18%																																																																														
住民税均等割	0.18%																																																																														
情報基盤強化税制による減税	2.68%																																																																														
のれん償却	3.27%																																																																														
その他	0.90%																																																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.99%																																																																														
法定実効税率	40.69%																																																																														
(調整)																																																																															
交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.14%																																																																														
住民税均等割	0.21%																																																																														
情報基盤強化税制による減税	0.96%																																																																														
評価性引当額	2.51%																																																																														
のれん償却	0.51%																																																																														
その他	0.12%																																																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.22%																																																																														

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成19年5月21日至平成20年5月20日)において、当社グループは、同一セグメントに属するオフィス関連商品の販売を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成20年5月21日至平成21年5月20日)において、オフィス関連商品の販売事業の売上高、営業利益および資産の金額は、全セグメントの売上高の合計、営業利益および全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成19年5月21日至平成20年5月20日)および当連結会計年度(自平成20年5月21日至平成21年5月20日)において、全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める日本の割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自平成19年5月21日至平成20年5月20日)および当連結会計年度(自平成20年5月21日至平成21年5月20日)において、海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成19年5月21日 至 平成20年5月20日）

1 親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	プラス㈱	東京都港区	1,321	文具・事務用品・オフィス家具等の製造販売	(被所有) 直接 41.6 間接 3.0 〔8.8〕	なし	商品の仕入先	商品の仕入	9,515	支払手形及び買掛金	779

2 役員および個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員およびその近親者	大石佳能子			当社取締役 ㈱メディアヴァ 代表取締役	(被所有) 直接 0.0			商品の売上 他	35	受取手形及び売掛金	18
								運賃他	1	未収入金	0

3 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	プラスロジスティクス㈱	東京都文京区	400	オフィス関連事業	なし	なし	商品の物流委託等	商品の物流等	11,028	未払金	978

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件および取引条件の決定方針等

上記各社との取引については、市場価格を参考に交渉の上決定しております。

3 議決権等の所有（被所有）割合の欄の〔 〕内は、緊密な者または同意している者の所有割合で、外数であります。

4 取締役大石佳能子は、平成19年8月8日に当社の取締役を退任しており、「2. 役員および個人主要株主等」については、平成19年5月21日から平成19年8月20日までの取引金額を、期末残高については平成19年8月20日時点の残高を記載しております。



当連結会計年度（自 平成20年5月21日 至 平成21年5月20日）

（追加情報）

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

1 連結財務諸表提出会社の親会社および主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金または出資金（百万円）	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
その他の関係会社	プラス㈱	東京都港区	100	文具・事務用品・オフィス家具等の製造販売	（被所有） 直接 26.4 間接 4.1 〔12.1〕	商品の仕入先	商品の仕入（注）1	8,002	支払手形及び買掛金	606
							自己株式の取得（注）2	13,075		

2 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等および連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金または出資金（百万円）	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
その他の関係会社の子会社	プラスロジスティクス㈱	東京都文京区	100	オフィス関連事業	なし	商品の物流委託等	商品の物流等（注）1	10,381	未払金	66
							株式の譲受（注）3	7,900	関係会社株式	7,900

- 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 議決権等の所有（被所有）割合の欄の〔 〕内は、緊密な者または同意している者の所有割合で、外数であります。
- 3 プラス株式会社は、当連結会計年度中に、当社が実施いたしました自己株式の公開買付けに応募し、買付けが行われた結果、プラス株式会社の保有する当社の議決権数が総株主の議決権数の26.4％（緊密な者または同意している者を含むと42.6％）となり、親会社に該当しなくなり、その他の関係会社に移動しております。
- 4 取引条件および取引条件の決定方針等

（注）1 上記各社との取引については、市場価格を参考に交渉の上決定しております。

2 自己株式の取得価格につきましては、当社普通株式に割引率を乗じて決定しております。なお、買付けについては、公開買付けにより実施しております。

3 関係会社株式の取得価格につきましては、第三者算定機関による結果を踏まえ決定しております。

( 1株当たり情報 )

項目	前連結会計年度 (自平成19年5月21日 至平成20年5月20日)	当連結会計年度 (自平成20年5月21日 至平成21年5月20日)
1株当たり純資産額	743円23銭	528円97銭
1株当たり当期純利益	117円44銭	114円69銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	117円18銭	114円64銭

(注) 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自平成19年5月21日 至平成20年5月20日)	当連結会計年度 (自平成20年5月21日 至平成21年5月20日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	4,987	4,528
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	4,987	4,528
普通株式の期中平均株式数(千株)	42,465	39,483
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	94	18
(うち新株予約権(千株))	(94)	(18)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権 (平成15年8月8日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 361,200株 (平成16年8月6日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 412,000株 (平成17年8月5日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 422,000株 会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権 (平成18年10月11日当社取締役会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 412,000株 (平成19年2月7日当社取締役会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 24,000株</p>	<p>旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権 (平成14年8月8日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 2,000株 (平成15年8月8日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 359,200株 (平成16年8月6日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 406,000株 (平成17年8月5日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 397,000株 会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権 (平成18年10月11日当社取締役会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 367,000株 (平成19年2月7日当社取締役会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 24,000株</p>

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自平成19年5月21日 至平成20年5月20日)	当連結会計年度 (自平成20年5月21日 至平成21年5月20日)
<p>1 ストックオプション</p> <p>連結財務諸表提出会社は、平成20年8月5日開催の第45回定時株主総会において、連結財務諸表提出会社取締役に対して、ストックオプションの目的で新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>(1)新株予約権の目的となる株式の種類および数            連結財務諸表提出会社普通株式116,000株(上限)</p> <p>(2)新株予約権の総数            1,160個(上限)</p> <p>(3)新株予約権の払込金額            無償</p> <p>(4)新株予約権行使に際して出資される財産の価額            新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。            行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における連結財務諸表提出会社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における連結財務諸表提出会社普通株式の普通取引の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、後者の価額とする。            なお、新株予約権割当日後に、連結財務諸表提出会社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他行使価額を調整することが適切な場合は、連結財務諸表提出会社が必要と認める調整を行うものとする。</p> <p>(5)新株予約権の権利行使期間            新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後5年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。</p>	<p>1 ストックオプション</p> <p>連結財務諸表提出会社は、平成21年8月5日開催の第46回定時株主総会において、連結財務諸表提出会社取締役に対して、ストックオプションの目的で新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>(1)新株予約権の目的となる株式の種類および数            連結財務諸表提出会社普通株式128,000株(上限)</p> <p>(2)新株予約権の総数            1,280個(上限)</p> <p>(3)新株予約権の払込金額            無償</p> <p>(4)新株予約権行使に際して出資される財産の価額            新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。            行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における連結財務諸表提出会社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における連結財務諸表提出会社普通株式の普通取引の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、後者の価額とする。            なお、新株予約権割当日後に、連結財務諸表提出会社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他行使価額を調整することが適切な場合は、連結財務諸表提出会社が必要と認める調整を行うものとする。</p> <p>(5)新株予約権の権利行使期間            新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後5年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。</p>

前連結会計年度 (自 平成19年5月21日 至 平成20年5月20日)	前連結会計年度 (自 平成20年5月21日 至 平成21年5月20日)
<p>(6)新株予約権の権利行使の条件            新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、連結財務諸表提出会社ならびに連結財務諸表提出会社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または連結財務諸表提出会社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。            その他の権利行使条件については、連結財務諸表提出会社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。</p> <p>(7)新株予約権の譲渡制限            新株予約権を譲渡により取得するには、連結財務諸表提出会社取締役会の承認を要する。</p> <p>(8)新株予約権のその他の内容            新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する連結財務諸表提出会社取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。</p> <p>2 会社法第165条第2項の規定に基づく自己株式の取得            連結財務諸表提出会社は、平成20年7月2日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を買い受けることを決議いたしました。</p> <p>(1)自己株式の取得を行う理由            経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため</p> <p>(2)取得の内容            取得する株式の種類            連結財務諸表提出会社普通株式            取得する株式の総数 50万株(上限)            (発行済株式総数に占める割合1.18%)            株式の取得価額の総額 12.5億円(上限)            取得する期間            平成20年7月3日から平成20年9月30日まで            取得する方法            信託方式による市場買付</p>	<p>(6)新株予約権の権利行使の条件            新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、連結財務諸表提出会社ならびに連結財務諸表提出会社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または連結財務諸表提出会社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。            その他の権利行使条件については、連結財務諸表提出会社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。</p> <p>(7)新株予約権の譲渡制限            新株予約権を譲渡により取得するには、連結財務諸表提出会社取締役会の承認を要する。</p> <p>(8)新株予約権のその他の内容            新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する連結財務諸表提出会社取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。</p>

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金		71	5.8	
1年以内に返済予定の長期借入金		2,400	1.2	
1年以内に返済予定のリース債務		6	1.5	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)		13,600	1.2	平成26年～28年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)		24	1.5	平成22年～26年
その他有利子負債				
合計		16,102		

(注) 1. 短期借入金の借入通貨は人民元であります。

2. 平均利率については、期末借入金残高等に対する加重平均利率を記載しております。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,400	2,400	2,400	2,400
リース債務	6	6	6	4

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年5月21日 至平成20年8月20日	第2四半期 自平成20年8月21日 至平成20年11月20日	第3四半期 自平成20年11月21日 至平成21年2月20日	第4四半期 自平成21年2月21日 至平成21年5月20日
売上高(百万円)	46,188	49,747	45,919	48,613
税金等調整前四半期純利益 金額(百万円)	1,763	1,817	2,245	2,141
四半期純利益金額 (百万円)	998	956	1,403	1,170
1株当たり四半期純利益金 額(円)	23.58	22.79	33.42	37.31

2【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年5月20日)	当事業年度 (平成21年5月20日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	18,897	9,716
受取手形	33	38
売掛金	26,306	25,697
商品	9,841	8,310
貯蔵品	188	123
前渡金	3	-
前払費用	467	466
繰延税金資産	603	519
未収入金	1,840	1,748
その他	6	298
貸倒引当金	69	54
流動資産合計	58,117	46,864
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,491	2,559
減価償却累計額	1,219	1,389
建物(純額)	1,271	1,170
構築物	26	27
減価償却累計額	15	17
構築物(純額)	10	10
機械及び装置	2,727	2,736
減価償却累計額	290	467
機械及び装置(純額)	2,436	2,268
工具、器具及び備品	2,860	2,914
減価償却累計額	1,771	2,006
工具、器具及び備品(純額)	1,089	907
リース資産	-	31
減価償却累計額	-	2
リース資産(純額)	-	28
建設仮勘定	4	6
有形固定資産合計	4,813	4,393
無形固定資産		
特許権	0	0
商標権	5	4
ソフトウェア	6,536	5,658
ソフトウェア仮勘定	682	3,710
その他	22	22
無形固定資産合計	7,246	9,395

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年5月20日)	当事業年度 (平成21年5月20日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	2	0
関係会社株式	294	8,299
関係会社出資金	253	1,170
破産更生債権等	102	192
長期前払費用	360	847
繰延税金資産	986	1,395
差入保証金	2,053	2,350
貸倒引当金	93	186
投資損失引当金	-	662
投資その他の資産合計	3,959	13,407
固定資産合計	16,019	27,195
資産合計	74,136	74,060
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	1 892	1 10
買掛金	1 21,386	1 20,238
1年内返済予定の長期借入金	-	2,400
リース債務	-	6
未払金	1 3,555	1 3,833
ファクタリング未払金	11,995	12,852
未払費用	68	126
未払法人税等	2,641	2,047
未払消費税等	191	368
前受金	-	28
預り金	68	85
前受収益	-	0
販売促進引当金	526	437
返品調整引当金	35	23
その他	9	2
流動負債合計	41,372	42,461
<b>固定負債</b>		
長期借入金	-	13,600
リース債務	-	24
退職給付引当金	668	811
賞与引当金	-	16
役員賞与引当金	-	6
受入保証金	105	145
固定負債合計	773	14,604
負債合計	42,146	57,065

	前事業年度 (平成20年 5月20日)	当事業年度 (平成21年 5月20日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,535	3,535
資本剰余金		
資本準備金	6,015	6,015
資本剰余金合計	6,015	6,015
利益剰余金		
利益準備金	10	10
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	24,881	19,382
利益剰余金合計	24,892	19,393
自己株式	2,651	12,190
株主資本合計	31,791	16,754
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	5	0
評価・換算差額等合計	5	0
新株予約権	193	241
純資産合計	31,990	16,994
負債純資産合計	74,136	74,060



【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)	当事業年度 (自 平成20年 5月21日 至 平成21年 5月20日)
売上高	189,097	189,607
売上原価		
商品期首たな卸高	8,706	9,841
当期商品仕入高	<sup>2</sup> 145,383	<sup>2</sup> 144,292
合計	154,090	154,133
他勘定振替高	<sup>1</sup> 70	<sup>1</sup> 66
商品期末たな卸高	9,841	8,310
商品売上原価	144,177	145,757
売上総利益	44,919	43,850
返品調整引当金戻入額	35	35
返品調整引当金繰入額	35	23
差引売上総利益	44,920	43,862
販売費及び一般管理費	<sup>3</sup> 35,034	<sup>3</sup> 35,173
営業利益	9,885	8,688
営業外収益		
受取利息	44	73
受取手数料	7	7
賃貸料収入	21	1
たな卸資産処分益	13	12
有価証券利息	-	58
その他	17	14
営業外収益合計	105	167
営業外費用		
支払手数料	3	96
賃貸物件諸費用	2	-
支払利息	-	42
その他	0	2
営業外費用合計	5	141
経常利益	9,985	8,715
特別利益		
新株予約権戻入益	-	12
特別利益合計	-	12

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)	当事業年度 (自 平成20年 5月21日 至 平成21年 5月20日)
特別損失		
減損損失	6 42	-
原状回復費用	25	9
投資有価証券評価損	7	1
関係会社株式評価損	1,285	-
固定資産除却損	4 71	4 6
固定資産売却損	5 2	-
固定資産臨時償却費	-	178
解約違約金	-	80
投資損失引当金繰入額	-	662
その他	10	-
特別損失合計	1,445	938
税引前当期純利益	8,539	7,789
法人税、住民税及び事業税	4,170	3,452
法人税等調整額	660	325
法人税等合計	3,510	3,127
当期純利益	5,029	4,661

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)	当事業年度 (自 平成20年 5月21日 至 平成21年 5月20日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	3,504	3,535
当期変動額		
新株の発行	30	-
当期変動額合計	30	-
当期末残高	3,535	3,535
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	5,985	6,015
当期変動額		
新株の発行	30	-
当期変動額合計	30	-
当期末残高	6,015	6,015
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高	5,985	6,015
当期変動額		
新株の発行	30	-
当期変動額合計	30	-
当期末残高	6,015	6,015
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
前期末残高	10	10
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	10	10
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	20,531	24,881
当期変動額		
剰余金の配当	679	849
当期純利益	5,029	4,661
自己株式の消却	-	9,310
当期変動額合計	4,349	5,498
当期末残高	24,881	19,382
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	20,542	24,892
当期変動額		
剰余金の配当	679	849
当期純利益	5,029	4,661
自己株式の消却	-	9,310
当期変動額合計	4,349	5,498
当期末残高	24,892	19,393

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)	当事業年度 (自 平成20年 5月21日 至 平成21年 5月20日)
<b>自己株式</b>		
前期末残高	2,650	2,651
当期変動額		
自己株式の取得	0	18,849
自己株式の消却	-	9,310
当期変動額合計	0	9,538
当期末残高	2,651	12,190
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	27,381	31,791
当期変動額		
新株の発行	61	-
剰余金の配当	679	849
当期純利益	5,029	4,661
自己株式の取得	0	18,849
自己株式の消却	-	-
当期変動額合計	4,410	15,037
当期末残高	31,791	16,754
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
前期末残高	1	5
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3	6
当期変動額合計	3	6
当期末残高	5	0
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	69	193
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	123	47
当期変動額合計	123	47
当期末残高	193	241
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	27,452	31,990
当期変動額		
新株の発行	61	-
剰余金の配当	679	849
当期純利益	5,029	4,661
自己株式の取得	0	18,849
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	127	41
当期変動額合計	4,537	14,996
当期末残高	31,990	16,994

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成19年5月21日 至平成20年5月20日)	当事業年度 (自平成20年5月21日 至平成21年5月20日)
1 有価証券の評価基準および評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法 (2)其他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1)子会社株式 同左 (2)其他有価証券 時価のないもの 同左
2 デリバティブ等の評価基準および評価方法	時価法	同左
3 たな卸資産の評価基準および評価方法	(1)商品 移動平均法による原価法  (2)貯蔵品 最終仕入原価法による原価法	(1)商品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) (2)貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) (会計方針の変更) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用 たな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これにより、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益が178百万円それぞれ減少しております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法 ただし、建物(附属設備を除く)、大阪DMCの全ての有形固定資産および仙台DMCの機械装置については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 3～22年 機械装置 4～15年 工具器具備品 2～22年 (減価償却方法の変更) 改正法人税法に定める償却方法に対応した固定資産管理システムの構築が、当事業年度に完了したことから、当事業年度開始日以降に事業供与した有形固定資産については、改正法人税法に定める償却方法により減価償却費を計上しております。 なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 同左 ただし、建物(附属設備を除く)、大阪DMCの全ての有形固定資産および仙台DMCの機械装置については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 3～22年 機械及び装置 5～15年 工具、器具及び備品 2～22年 (追加情報) 平成20年度の法人税法の改正に伴い、機械装置の耐用年数の見直しを実施し、当事業年度より、機械装置の耐用年数の見積もりの変更を実施いたしました。 なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

項目	前事業年度 (自平成19年5月21日 至平成20年5月20日)	当事業年度 (自平成20年5月21日 至平成21年5月20日)
	<p>(追加情報)            法人税法の改正に伴い、当事業年度から、平成19年5月20日以前に事業供与した有形固定資産のうち償却可能限度額までの償却が終了しているものについては、残存簿価を5年間で均等償却しております。</p> <p>なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2)無形固定資産            定額法            なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。</p> <p>(3)長期前払費用            定額法</p>	<p>(2)無形固定資産(リース資産を除く)            定額法            なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。</p> <p>(追加情報)            新たな基幹システムへの移行が確定していることから、除却予定の既存の基幹システムについては、今後の使用期間を考慮し、使用予定期間の通常の減価償却費相当額を控除した178百万円を固定資産臨時償却費として特別損失に計上しております。</p> <p>(3)リース資産            リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年5月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(3)長期前払費用            同左</p>
5 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金            売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)販売促進引当金            エンドユーザーの購入実績に応じて発生する販売促進費の支出に備えるため、過去の実績を基礎にして当期の売上に対応する発生見込額を計上しております。</p> <p>(3)返品調整引当金            エンドユーザーからの期末日以後の返品損失に備えるため、過去の実績を基礎として算出した売上総利益相当額および返品された商品の減価相当額をあわせて計上しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金            同左</p> <p>(2)販売促進引当金            同左</p> <p>(3)返品調整引当金            同左</p>

項目	前事業年度 (自平成19年5月21日 至平成20年5月20日)	当事業年度 (自平成20年5月21日 至平成21年5月20日)
	<p>(4)退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、各事業年度の発生時における就業形態選択権付従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(4)退職給付引当金 同左</p> <p>(5)賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。当社は株価連動型賞与を導入しており、賞与の支給額は当社の株価に連動して算定されるため、付与日から支給日までの間の各決算日時点における公正価値をオプション評価モデル（ブラック・ショールズモデル）を用いて算定し、権利確定期間の期日到来割合を乗じた金額を引当金として計上しております。なお、市場条件以外の業績条件は反映しておりません。</p> <p>(6)役員賞与引当金 取締役に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。当社は株価連動型賞与を導入しており、賞与の支給額は当社の株価に連動して算定されるため、付与日から支給日までの間の各決算日時点における公正価値をオプション評価モデル（ブラック・ショールズモデル）を用いて算定し、権利確定期間の期日到来割合を乗じた金額を引当金として計上しております。なお、市場条件以外の業績条件は反映しておりません。</p> <p>(7)投資損失引当金 子会社への投資にかかわる損失に備えるため、子会社の財政状態等を勘案して損失負担見積額を計上しております。</p>

項目	前事業年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)	当事業年度 (自 平成20年 5月21日 至 平成21年 5月20日)
6 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
7 重要なヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法            原則として繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象            ヘッジ手段・・・為替予約            ヘッジ対象・・・外貨建仕入債務および外貨建予定取引</p> <p>ヘッジ方針            為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の輸入見込み額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。</p> <p>ヘッジ有効性の評価の方法            ヘッジ対象の為替リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>ヘッジ会計の方法            同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象            同左</p> <p>ヘッジ方針            同左</p> <p>ヘッジ有効性の評価の方法            同左</p>
8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左



【会計処理方法の変更】

<p>前事業年度            (自 平成19年5月21日            至 平成20年5月20日)</p>	<p>当事業年度            (自 平成20年5月21日            至 平成21年5月20日)</p>
	<p>(1) 「リース取引に関する会計基準」等の適用            所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これによる当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)の適用            「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)が平成21年3月31日以前に開始する事業年度に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。</p> <p>数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高に与える影響は軽微であります。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年5月20日)	当事業年度 (平成21年5月20日)																																		
<p>1 区分掲記されたもの以外で関係会社に対する主な負債は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">支払手形</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td style="text-align: right;">771百万円</td> </tr> </table>	支払手形	7百万円	買掛金	771百万円	<p>1 区分掲記されたもの以外で関係会社に対する主な負債は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">支払手形</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td style="text-align: right;">601</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">969</td> </tr> </table> <p>(追加情報)</p> <p>賞与引当金、役員賞与引当金の概要</p> <p>当社が採用しております株価連動型賞与は、当社取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役の当社業績向上に対する意欲や士気を高め、将来の会社の成長を共有することを目的に付与する株価連動型のインセンティブ報酬です。当該報酬は、株価連動型賞与1個当たりの価格(2,364円)と、一定期間後の1株当たりの市場株価との差額を、以下の権利確定条件を満たした場合に自動的に賞与として支払いを行うものです。</p> <p>(1) 株価連動型賞与に係る当連結会計年度における費用計上額および科目</p> <p>賞与引当金繰入額(販売費及び一般管理費) 22百万円</p> <p>(2) 株価連動型賞与の内容、規模</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1回</th> <th>第2回</th> <th>第3回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付与対象者</td> <td>43名</td> <td>43名</td> <td>43名</td> </tr> <tr> <td>付与個数</td> <td>147,000個</td> <td>147,000個</td> <td>147,200個</td> </tr> <tr> <td>付与日</td> <td>平成20年9月</td> <td>平成20年9月</td> <td>平成20年9月</td> </tr> <tr> <td>対象勤務期間</td> <td>平成20年9月～ 平成22年5月</td> <td>平成20年9月～ 平成23年5月</td> <td>平成20年9月～ 平成24年5月</td> </tr> <tr> <td>権利確定条件</td> <td>(注)</td> <td>(注)</td> <td>(注)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 対象勤務期間最終年度の第3四半期決算発表の翌日の株価終値が、1個当たりの価格(2,364円)を上回った場合に、当該差額を個々に付与した個数に乗じて支払います。</p> <p>2 従業員および取締役への決算賞与等を支払った上で、公表する連結ベースの経常利益かつ当期純利益を上回る原資を確保できる場合に支払います。</p> <p>3 各期毎に支払うべき全賞与個数分を支払うと原資が足りない場合には、支払い可能な原資に応じて一律に個数を減らして支払います。ただし、賞与の支払いができない場合は残余の個数を次回以降の個数に付加しますが、最終年度(平成24年5月期)においては残余の個数については失効します。</p>	支払手形	5百万円	買掛金	601	未払金	969		第1回	第2回	第3回	付与対象者	43名	43名	43名	付与個数	147,000個	147,000個	147,200個	付与日	平成20年9月	平成20年9月	平成20年9月	対象勤務期間	平成20年9月～ 平成22年5月	平成20年9月～ 平成23年5月	平成20年9月～ 平成24年5月	権利確定条件	(注)	(注)	(注)
支払手形	7百万円																																		
買掛金	771百万円																																		
支払手形	5百万円																																		
買掛金	601																																		
未払金	969																																		
	第1回	第2回	第3回																																
付与対象者	43名	43名	43名																																
付与個数	147,000個	147,000個	147,200個																																
付与日	平成20年9月	平成20年9月	平成20年9月																																
対象勤務期間	平成20年9月～ 平成22年5月	平成20年9月～ 平成23年5月	平成20年9月～ 平成24年5月																																
権利確定条件	(注)	(注)	(注)																																

前事業年度 (平成20年5月20日)	当事業年度 (平成21年5月20日)																										
	<p>(3)当連結会計年度中に受領したサービスの対価としての公正価値の算定方法            株価連動型賞与の公正な評価単価はブラック・ショールズモデルにより算定しております。            公正な評価単価および使用した主な基礎数値および見積方法</p> <table border="1" data-bbox="774 367 1394 560"> <thead> <tr> <th>満期日</th> <th>平成22年3月</th> <th>平成23年3月</th> <th>平成24年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公正な評価単価</td> <td>122円</td> <td>221円</td> <td>265円</td> </tr> <tr> <td>株価変動性</td> <td>67.69%</td> <td>61.28%</td> <td>55.24%</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>0.84年</td> <td>1.83年</td> <td>2.84年</td> </tr> <tr> <td>予想配当</td> <td>30円/株</td> <td>30円/株</td> <td>30円/株</td> </tr> <tr> <td>無リスク利子率</td> <td>0.25%</td> <td>0.37%</td> <td>0.50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 公正な評価単価は、当連結会計年度末日における評価額となっております。            2 公正価値測定日であります当連結会計年度末日からオプションの期間に対応した期間分遡った株価実績に基づき算定しております。            3 対象となる株価連動型賞与の満期日までの期間。            4 平成21年5月期の配当予定によっております。            5 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。</p> <p>(4)権利確定数の見積方法            過去の退職による失効率を参考に、権利不確定による失効数を見積り算定しております。</p>			満期日	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	公正な評価単価	122円	221円	265円	株価変動性	67.69%	61.28%	55.24%	期間	0.84年	1.83年	2.84年	予想配当	30円/株	30円/株	30円/株	無リスク利子率	0.25%	0.37%	0.50%
満期日	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月																								
公正な評価単価	122円	221円	265円																								
株価変動性	67.69%	61.28%	55.24%																								
期間	0.84年	1.83年	2.84年																								
予想配当	30円/株	30円/株	30円/株																								
無リスク利子率	0.25%	0.37%	0.50%																								

( 損益計算書関係 )

前事業年度 ( 自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日 )		当事業年度 ( 自 平成20年 5月21日 至 平成21年 5月20日 )	
1 他勘定振替高 販売費及び一般管理費への振替高であります。		1 他勘定振替高 販売費及び一般管理費への振替高であります。	
2 各科目に含まれている関係会社に係るものは次のとおりであります。 当期商品仕入高 9,515百万円		2 各科目に含まれている関係会社に係るものは次のとおりであります。 当期商品仕入高 8,002百万円	
3 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。 配送運賃 6,652百万円 販売促進引当金繰入額 526 給与手当 2,960 退職給付費用 152 業務外注費 3,250 業務委託費 8,627 地代家賃 4,293 ソフトウェア償却費 1,500 長期前払費用償却費 123 減価償却費 686  販売費及び一般管理費のうち販売費の割合 約85%		3 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。 配送運賃 6,837百万円 販売促進引当金繰入額 437 給与手当 3,339 退職給付費用 175 業務外注費 2,957 業務委託費 8,500 地代家賃 4,366 ソフトウェア償却費 2,001 長期前払費用償却費 82 減価償却費 664  販売費及び一般管理費のうち販売費の割合 約85%	
4 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 3百万円 機械装置 0 工具器具備品 28 ソフトウェア 19 ソフトウェア仮勘定 18		4 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 0百万円 工具、器具及び備品 5 ソフトウェア 0	
5 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 工具器具備品 2百万円		5	
6 減損損失の内訳は次のとおりであります。		6	
場所	用途	種類	減損損失
東京都 江東区	個人向け ECサイト	有形固定資産 「その他」 ソフトウェア	42百万円
<p>当社グループは、物流センターごとに資産をグルーピングしており、本社設備等のその他の資産については共用資産としております。上記資産は、新個人向けECサイトの導入に伴い、今後の利用見込がなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（42百万円）を減損損失として計上いたしました。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額を使用しておりません。</p> <p>減損損失の内訳は次のとおりであります。 有形固定資産「その他」 0百万円 ソフトウェア 41百万円</p>			

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自平成19年5月21日至平成20年5月20日)				
1 自己株式の種類および総数に関する事項				
	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
自己株式				
普通株式(注)	1,200,202	317	-	1,200,519
合計	1,200,202	317	-	1,200,519

(注) 当事業年度増加株式数の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加が317株であります。

当事業年度 (自平成20年5月21日至平成21年5月20日)				
1 自己株式の種類および総数に関する事項				
	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
自己株式				
普通株式(注)	1,200,519	11,500,337	5,500,000	7,200,856
合計	1,200,519	11,500,337	5,500,000	7,200,856

(注) 1. 当事業年度増加株式数は、自己株式の買取りによる増加11,500,000株、単元未満株式の買取りによる増加337株であります。  
 2. 当事業年度減少株式数は、自己株式の消却による減少5,500,000株であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成19年5月21日 至平成20年5月20日)				当事業年度 (自平成20年5月21日 至平成21年5月20日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額				1 ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 工具、器具及び備品であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却費の方法 重要な会計方針「固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年5月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額			
	取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末 残高 相当額 (百万円)		取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末 残高 相当額 (百万円)
機械装置	2,144	1,845	298	機械装置	1,613	1,517	96
車両運搬具	107	51	56	車両運搬具	110	75	34
工具器具備品	304	149	154	工具、器具 及び備品	277	169	107
ソフトウェア	81	44	37	ソフトウェア	81	55	25
合計	2,638	2,091	546	合計	2,083	1,818	265
2 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年内	295百万円			1年内	128百万円		
1年超	284			1年超	158		
合計	580			合計	287		
3 当期の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および支払利息相当額				(3) 当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額			
支払リース料	433百万円			支払リース料	304百万円		
リース資産減損勘定の取崩額	31			減価償却費相当額	285		
減価償却費相当額	405			支払利息相当額	7		
支払利息相当額	17			(4) 減価償却費相当額の算定方法			
4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
5 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			
2 . オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不要のものに係る未経過リース料				2 . オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不要のものに係る未経過リース料			
1年内				3,083百万円			
1年超				18,664			
合計				21,748			

(有価証券関係)

前事業年度(自平成19年5月21日至平成20年5月20日)および当事業年度(自平成20年5月21日至平成21年5月20日)における子会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年5月20日)	当事業年度 (平成21年5月20日)																																																																												
<p>1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商品評価損</td> <td style="text-align: right;">43百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業所税</td> <td style="text-align: right;">52</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">販売促進引当金</td> <td style="text-align: right;">214</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">返品調整引当金</td> <td style="text-align: right;">14</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">72</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">605</td> </tr> </table> <p>固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">271百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">原状回復費否認</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">46</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">35</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">581</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">986</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <p>流動負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延ヘッジ利益</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産(流動)の純額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">603百万円</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産(固定)の純額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">986</td> </tr> </table>	商品評価損	43百万円	未払事業税	200	未払事業所税	52	販売促進引当金	214	返品調整引当金	14	貸倒引当金	8	その他	72	合計	605	退職給付引当金	271百万円	原状回復費否認	50	ソフトウェア	46	貸倒引当金	35	その他	581	合計	986	繰延ヘッジ利益	2百万円	合計	2		603百万円		986	<p>1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商品評価損</td> <td style="text-align: right;">44百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">164</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業所税</td> <td style="text-align: right;">56</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">販売促進引当金</td> <td style="text-align: right;">178</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">返品調整引当金</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">66</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">519</td> </tr> </table> <p>固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">330百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">原状回復費否認</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">33</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">51</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">固定資産臨時償却費</td> <td style="text-align: right;">73</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">523</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資損失引当金</td> <td style="text-align: right;">270</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">62</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,395</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <p>流動負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延ヘッジ利益</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産(流動)の純額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">519百万円</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産(固定)の純額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,395</td> </tr> </table>	商品評価損	44百万円	未払事業税	164	未払事業所税	56	販売促進引当金	178	返品調整引当金	9	その他	66	合計	519	退職給付引当金	330百万円	原状回復費否認	50	ソフトウェア	33	貸倒引当金	51	固定資産臨時償却費	73	関係会社株式評価損	523	投資損失引当金	270	その他	62	合計	1,395	繰延ヘッジ利益	0百万円	合計	0		519百万円		1,395
商品評価損	43百万円																																																																												
未払事業税	200																																																																												
未払事業所税	52																																																																												
販売促進引当金	214																																																																												
返品調整引当金	14																																																																												
貸倒引当金	8																																																																												
その他	72																																																																												
合計	605																																																																												
退職給付引当金	271百万円																																																																												
原状回復費否認	50																																																																												
ソフトウェア	46																																																																												
貸倒引当金	35																																																																												
その他	581																																																																												
合計	986																																																																												
繰延ヘッジ利益	2百万円																																																																												
合計	2																																																																												
	603百万円																																																																												
	986																																																																												
商品評価損	44百万円																																																																												
未払事業税	164																																																																												
未払事業所税	56																																																																												
販売促進引当金	178																																																																												
返品調整引当金	9																																																																												
その他	66																																																																												
合計	519																																																																												
退職給付引当金	330百万円																																																																												
原状回復費否認	50																																																																												
ソフトウェア	33																																																																												
貸倒引当金	51																																																																												
固定資産臨時償却費	73																																																																												
関係会社株式評価損	523																																																																												
投資損失引当金	270																																																																												
その他	62																																																																												
合計	1,395																																																																												
繰延ヘッジ利益	0百万円																																																																												
合計	0																																																																												
	519百万円																																																																												
	1,395																																																																												
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>																																																																												

( 1株当たり情報 )

項目	前事業年度 (自平成19年5月21日 至平成20年5月20日)	当事業年度 (自平成20年5月21日 至平成21年5月20日)
1株当たり純資産額	748円36銭	540円62銭
1株当たり当期純利益	118円42銭	118円07銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	118円16銭	118円01銭

(注) 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成19年5月21日 至平成20年5月20日)	当事業年度 (自平成20年5月21日 至平成21年5月20日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	5,029	4,661
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	5,029	4,661
普通株式の期中平均株式数(千株)	42,465	39,483
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	94	18
(うち新株予約権(千株))	(94)	(18)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権 (平成15年8月8日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 361,200株 (平成16年8月6日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 412,000株 (平成17年8月5日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 422,000株 会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権 (平成18年10月11日当社取締役会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 412,000株 (平成19年2月7日当社取締役会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 24,000株</p>	<p>旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権 (平成14年8月8日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 2,000株 (平成15年8月8日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 359,200株 (平成16年8月6日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 406,000株 (平成17年8月5日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 397,000株 会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権 (平成18年10月11日当社取締役会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 367,000株 (平成19年2月7日当社取締役会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 24,000株</p>



(重要な後発事象)

<p>前事業年度            (自 平成19年 5月21日            至 平成20年 5月20日)</p>	<p>当事業年度            (自 平成20年 5月21日            至 平成21年 5月20日)</p>
<p>1 ストックオプション</p> <p>当社は、平成20年 8月 5日開催の第45回定時株主総会において、当社取締役に対して、ストックオプションの目的で新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>(1)新株予約権の目的となる株式の種類および数            当社普通株式116,000株(上限)</p> <p>(2)新株予約権の総数            1,160個(上限)</p> <p>(3)新株予約権の払込金額            無償</p> <p>(4)新株予約権行使に際して出資される財産の価額            新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。            行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、後者の価額とする。            なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとする。</p> <p>(5)新株予約権の権利行使期間            新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後5年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。</p> <p>(6)新株予約権の権利行使の条件            新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。            その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。</p>	<p>1 ストックオプション</p> <p>当社は、平成21年 8月 5日開催の第46回定時株主総会において、当社取締役に対して、ストックオプションの目的で新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>(1)新株予約権の目的となる株式の種類および数            当社普通株式128,000株(上限)</p> <p>(2)新株予約権の総数            1,280個(上限)</p> <p>(3)新株予約権の払込金額            無償</p> <p>(4)新株予約権行使に際して出資される財産の価額            新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。            行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、後者の価額とする。            なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとする。</p> <p>(5)新株予約権の権利行使期間            新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後5年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。</p> <p>(6)新株予約権の権利行使の条件            新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。            その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。</p>

前事業年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)	前事業年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)
<p>(7)新株予約権の譲渡制限            新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。</p> <p>(8)新株予約権のその他の内容            新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。</p> <p>2 会社法第165条第2項の規定に基づく自己株式の取得            当社は、平成20年7月2日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を買い受けることを決議いたしました。</p> <p>(1) 自己株式の取得を行う理由            経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため</p> <p>(2) 取得の内容            取得する株式の種類 当社普通株式            取得する株式の総数 50万株(上限)            (発行済株式総数に占める割合1.18%)            株式の取得価額の総額 12.5億円(上限)            取得する期間            平成20年7月3日から平成20年9月30日まで            取得する方法            信託方式による市場買付</p>	<p>(7)新株予約権の譲渡制限            新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。</p> <p>(8)新株予約権のその他の内容            新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。</p>

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額または償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	2,491	67	0	2,559	1,389	169	1,170
構築物	26	1	-	27	17	1	10
機械及び装置	2,727	8	-	2,736	467	176	2,268
工具、器具及び備品	2,860	136	82	2,914	2,006	312	907
リース資産	-	31	-	31	2	2	28
建設仮勘定	4	6	4	6	-	-	6
有形固定資産計	8,110	253	87	8,276	3,883	662	4,393
無形固定資産							
特許権	3	-	-	3	3	0	0
商標権	8	-	-	8	4	0	4
ソフトウェア	12,071	1,301	3	13,369	7,711	2,179	5,658
ソフトウェア仮勘定	682	3,355	327	3,710	-	-	3,710
その他	22	-	-	22	-	-	22
無形固定資産計	12,788	4,656	330	17,114	7,719	2,180	9,395
長期前払費用	1,127	621	52	1,695	847	82	847

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア	間接材一括購買システム(エンタープライズモデル)	612
	「アスクル・インターネットショップ」再構築	211
	「アスクルスピードプリントセンター」ECサイト機能改善	123
	個人向け購買サイト「ぼちっとアスクル」モバイル版構築	108
ソフトウェア仮勘定	業務統合システム	2,208
	間接材一括購買システム(スタンダードモデル)	846
	新商品情報管理システム	272

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 (注)	162	240	9	153	240
販売促進引当金	526	437	526	-	437
返品調整引当金(注)	35	23	-	35	23
賞与引当金	-	16	-	-	16
役員賞与引当金	-	6	-	-	6
投資損失引当金	-	662	-	-	662

(注) 貸倒引当金および返品調整引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

a 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	1
預金の種類	
当座預金	1,205
普通預金	8,506
外貨預金	1
別段預金	1
小計	9,715
合計	9,716

b 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
株式会社丸吉	16
株式会社資生堂	12
ヤマトジムキ株式会社	4
デュプロシステム株式会社	3
有限会社畠山文具社	2
合計	38

期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成21年 5月	16
6月	2
7月	14
8月	0
9月	0
10月	0
11月以降	3
合計	38

c 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
株式会社清和ビジネス	1,275
株式会社有隣堂	844
株式会社黒田生々堂	826
株式会社イーエスシー	706
ブングル・ドット・コム株式会社	614
その他	21,429
合計	25,697

売掛金の発生および回収ならびに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A)+(D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	2 (B) 365
26,306	198,529	199,138	25,697	88.6	47.8

(注) 当期発生高には、消費税等が含まれております。

d 商品

品目	金額(百万円)
OA・PC用品	3,482
事務用品	2,166
オフィス生活用品	1,120
オフィス家具	1,134
その他	405
合計	8,310

e 貯蔵品

品目	金額(百万円)
カタログ	91
その他	32
合計	123

固定資産

関係会社株式

品目	金額(百万円)
Bizex株式会社	8,004
ビジネススマート株式会社	214
ソロエル株式会社	80
合計	8,299

流動負債

a 支払手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
プラス株式会社	5
株式会社富士通ゼネラル	4
株式会社コマイ	0
合計	10

期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成21年 6月	3
7月	4
8月	1
9月	1
合計	10

b 買掛金

相手先	金額(百万円)
丸紅株式会社	4,364
グローバル・ビジネス・コーポレーション	1,688
キヤノンマーケティングジャパン株式会社	879
株式会社V C Jコーポレーション	849
プラス株式会社	601
その他	11,856
合計	20,238

c 未払金

相手先	金額(百万円)
Bizex株式会社	962
従業員給与	460
株式会社テプコシステムズ	337
佐川急便株式会社	329
ワ・ルド・ロジ株式会社	187
その他	1,555
合計	3,833

d ファクタリング未払金

区分	金額(百万円)
三菱UFJファクター株式会社	12,852
合計	12,852

e 長期借入金

区分	金額(百万円)
株式会社みずほコーポレート銀行	3,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,880
株式会社三井住友銀行	2,880
株式会社群馬銀行	1,200
株式会社千葉銀行	1,200
株式会社東京都民銀行	840
三菱UFJ信託銀行株式会社	800
住友信託銀行株式会社	800
合計	13,600

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月21日から5月20日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	5月20日
剰余金の配当の基準日	5月20日、11月20日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所 買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告制度とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL <a href="http://ir.askul.co.jp/PN/">http://ir.askul.co.jp/PN/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、当社の株主(実質株主を含む。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 単元未満株式の買増し請求をする権利



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第45期） 自 平成19年5月21日 至 平成20年5月20日  
平成20年8月6日関東財務局長に提出

(2) 自己株券買付状況報告書

報告期間 自 平成20年7月2日 至 平成20年7月31日  
平成20年8月13日関東財務局長に提出

(3) 自己株券買付状況報告書

報告期間 自 平成20年8月1日 至 平成20年8月31日  
平成20年9月11日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書および確認書

（第46期第1四半期） 自 平成20年5月21日 至 平成20年8月20日  
平成20年10月2日関東財務局長に提出

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間 自 平成20年9月1日 至 平成20年9月30日  
平成20年10月10日関東財務局長に提出

(6) 四半期報告書および確認書

（第46期第2四半期） 自 平成20年8月21日 至 平成20年11月20日  
平成20年12月26日関東財務局長に提出

(7) 自己株券買付状況報告書

報告期間 自 平成21年1月23日 至 平成21年1月31日  
平成21年2月12日関東財務局長に提出

(8) 臨時報告書

平成21年2月25日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（親会社の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(9) 自己株券買付状況報告書

報告期間 自 平成21年2月1日 至 平成21年2月28日  
平成21年3月12日関東財務局長に提出

(10) 四半期報告書および確認書

（第46期第3四半期） 自 平成20年11月21日 至 平成21年2月20日  
平成21年4月2日関東財務局長に提出

(11) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権証券取得勧誘）の規定に基づく報告書であります。  
平成21年4月8日関東財務局長に提出

(12) 自己株券買付状況報告書

報告期間 自 平成21年3月1日 至 平成21年3月31日  
平成21年4月15日関東財務局長に提出

(13) 自己株券買付状況報告書の訂正報告書

平成21年4月15日関東財務局長に提出  
平成21年2月12日提出の自己株券買付状況報告書に係る訂正報告書であります。

(14) 自己株券買付状況報告書の訂正報告書

平成21年4月15日関東財務局長に提出  
平成21年3月12日提出の自己株券買付状況報告書に係る訂正報告書であります。

(15) 臨時報告書の訂正報告書

平成21年4月24日関東財務局長に提出

平成21年4月8日提出の臨時報告書（新株予約権証券取得勧誘）に係る訂正報告書であります。

(16) 自己株券買付状況報告書

報告期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年4月30日

平成21年5月13日関東財務局長に提出

(17) 自己株券買付状況報告書

報告期間 自 平成21年5月1日 至 平成21年5月31日

平成21年6月12日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 8月 6日

アスクル株式会社

取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 豊島 忠夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 守

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアスクル株式会社の平成19年5月21日から平成20年5月20日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アスクル株式会社及び連結子会社の平成20年5月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は自己株式の取得に関する取締役会決議を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 8月 6日

アスクル株式会社

取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 豊島 忠夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 栗原 幸夫

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアスクル株式会社の平成20年5月21日から平成21年5月20日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アスクル株式会社及び連結子会社の平成21年5月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アスクル株式会社の平成21年5月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、アスクル株式会社が平成21年5月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年8月6日

アスクル株式会社

取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 豊島 忠夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 守

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアスクル株式会社の平成19年5月21日から平成20年5月20日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アスクル株式会社の平成20年5月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は自己株式の取得に関する取締役会決議を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年8月6日

アスクル株式会社

取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 豊島 忠夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 栗原 幸夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアスクル株式会社の平成20年5月21日から平成21年5月20日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アスクル株式会社の平成21年5月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。